

# 酒々井町地域防災計画

## 災害応急対策編

### 第1章 震災対策計画

# 第1章 震災対策計画

## 第1節 災害応急活動体制

大規模地震が発生した場合、町は、定められた配備基準に基づき、要員の指定、配備指令を行い、災害対応のために必要な活動体制を確立する。

項目	担当
1 活動体制と配備基準	各班
2 情報収集体制	各班
3 警戒体制	各班
4 非常体制	各班
5 動員・配備	各班
6 災害対策本部の設置	各班
7 災害対策本部の解散	各班

### 1 活動体制と配備基準

#### (1) 配備基準等

町における震災対策に係る活動体制及び配備基準等は、次ページのとおりである。

#### (2) 職員の服務

すべての職員は、以下の事項を遵守する。

- 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長に報告し、常に所在を明確にしておく。
- 不急の行事、会議及び出張等を中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- 災害現場に出動する場合は、防災服及び名札を着用する。
- 住民に不安や誤解を与えないよう自らの言動には、細心の注意を払う。

#### (3) 職員の配置

各課長は、災害対策の事務分掌に基づき、職員の参集状況を把握して、以下の点に留意して組織の編成及び職員の配置を行う。

- 職員及びその家族の被災状況
- 所属先以外の施設に参集した職員の活動
- 職員の交替時期・方法
- 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

【様式 5-1】『参集カード』【様式 5-2】『参集記録表』参照

課長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行する。

各課は、災害の状況により配備体制以上の職員が必要と認める場合は、くらし安全協働課を通じて他の課の職員の応援協力を求める。くらし安全協働課は、各課からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各課と協議のうえ、職員の応援協力体制を調整する。

### ■【震災対策】活動体制と配備基準等

活動体制	配備区分	配備基準	活動内容	配備体制
情報収集体制	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町域で震度4の揺れを観測したとき（自動配備※）。</li> <li>○ 千葉県北西部で震度5弱の揺れ、又は長周期地震動の階級3以上を観測したとき（自動配備）。</li> <li>○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）。</li> <li>○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき（自動配備）。</li> <li>○ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動配備）。</li> <li>○ その他町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震情報と被害状況等の収集及び伝達</li> <li>○ 警戒配備に移行できる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常の組織体制</li> <li>○ 責任者：くらし安全協働課長</li> <li>○ 配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ くらし安全協働課</li> <li>・ その他くらし安全協働課長が必要に応じて指示</li> </ul> </li> </ul>
警戒体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町域で震度5弱の揺れを観測したとき（自動配備）。</li> <li>○ 東海地震注意情報が発表されたとき（自動配備）。</li> <li>○ その他町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震情報と被害状況等の収集及び伝達</li> <li>○ 関係機関への連絡</li> <li>○ 災害への注意及び警戒</li> <li>○ 非常体制に移行できる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町長を本部長とする災害対策本部を設置</li> <li>○ 配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長</li> <li>・ 総務部</li> <li>・ 経済建設部</li> <li>・ 民生部</li> <li>・ 本部長が必要と認めるもの。</li> <li>・ その他本部長が必要に応じて指示</li> </ul> </li> </ul>
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町域で震度5強の揺れを観測したとき（自動配備）。</li> <li>○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備）。</li> <li>○ 東海地震予知情報及び内閣総理大臣の警戒宣言が発表されたとき（自動配備）。</li> <li>○ その他町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に対する応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報）</li> <li>○ 第2配備に移行できる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町長を本部長とする災害対策本部を設置</li> <li>○ 配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員</li> </ul> </li> </ul>
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町域で震度6弱以上の揺れを観測したとき（自動配備）。</li> <li>○ その他町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に対する必要な応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1配備に同じ。</li> </ul>

※ 配備基準に該当した震度を観測した場合、配備対象の職員は、自動参集する。

## 2 情報収集体制

情報収集体制は、町域において震度4の地震が発生したとき、千葉県北西部で震度5弱の揺れ、又は長周期地震動の階級3以上を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）、東海地震に関連する調査情報（臨時）あるいは北海道・三陸沖

後発地震注意情報が発表されたときは、平常時の体制で地震被害の情報収集、関係機関との連絡調整等の活動を行う。

### (1) 活動概要

情報収集体制の配備区分、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。

#### ■情報収集体制の活動概要

配備区分	活動内容	指揮者	配備体制
注意配備	○ 災害情報の収集・伝達 ○ 関係機関との連絡調整	くらし安全協働課長	○ くらし安全協働課 ○ その他くらし安全協働課長が必要に応じ指示

### (2) 活動組織

情報収集体制の配備区分は、注意配備とし、通常の組織体制のままくらし安全協働課をもって活動する。

勤務時間外及び休日に配備基準に該当する地震を観測したとき、又は気象庁の発表があった場合は、くらし安全協働課は、自動参集する。

### (3) 情報収集体制の解除・移行

くらし安全協働課長は、被害の発生及びそのおそれがないことを確認し、情報収集及び連絡調整を行う必要がないと判断したときは、町長に報告の上、情報収集体制を解除する。

また、くらし安全協働課長は、警戒体制の配備基準を満たす状況になったと考えられる場合は、町長に報告の上、警戒体制に移行する。

## 3 警戒体制

警戒体制は、町域において震度5弱（警戒配備）の地震が発生したとき又は東海地震注意情報が発表されたときは、災害対策本部を設置し、被害の情報収集、関係機関との連絡調整及び被害が発生した場合の対応等の活動を行う。

### (1) 活動概要

警戒体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。

#### ■警戒体制の活動概要

配備区分	活動内容	指揮者	配備体制
警戒配備	○ 災害情報の収集・伝達 ○ 関係機関との連絡調整 ○ 局地的災害への注意及び警戒	本部長	○ 本部員 ○ 総務部 ○ 経済建設部 ○ 民生部 ○ 本部員が必要と認めるもの。 ○ その他本部長が必要に応じて指示

## (2) 活動組織

警戒体制の配備区分は、警戒配備とし、災害対策本部を設置し活動する。

勤務時間外及び休日に震度5弱以上の地震が発生した場合は、本部員、総務部、経済建設部、民生部の全職員及び本部員が情報収集等に必要と認める職員及び公共施設の施設管理者は、自動参集する。

なお、本部員は、あらかじめ各部の活動に応じ、必要な職員を指名しておく。

## (3) 警戒体制の解除・移行

くらし安全協働課長は、事務局から被害の発生及びそのおそれがないことを確認し、警戒体制における活動が完了したと判断したときは、本部長に報告の上、警戒体制を解除する。

また、くらし安全協働課長は、非常体制の配備基準を満たす状況になったと考えられる場合は、本部長に報告の上、非常体制に移行する。

## 4 非常体制

非常体制は、町域において震度5強以上の揺れを観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、東海地震予知情報及び内閣総理大臣の警戒宣言が発表されたときに災害対策本部を設置し、本部会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営・活動に当たる。

配備区分は、震度5強のときは、「第1配備」、震度6弱以上は「第2配備」とする。

### (1) 活動概要

非常体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。

#### ■非常体制の活動概要

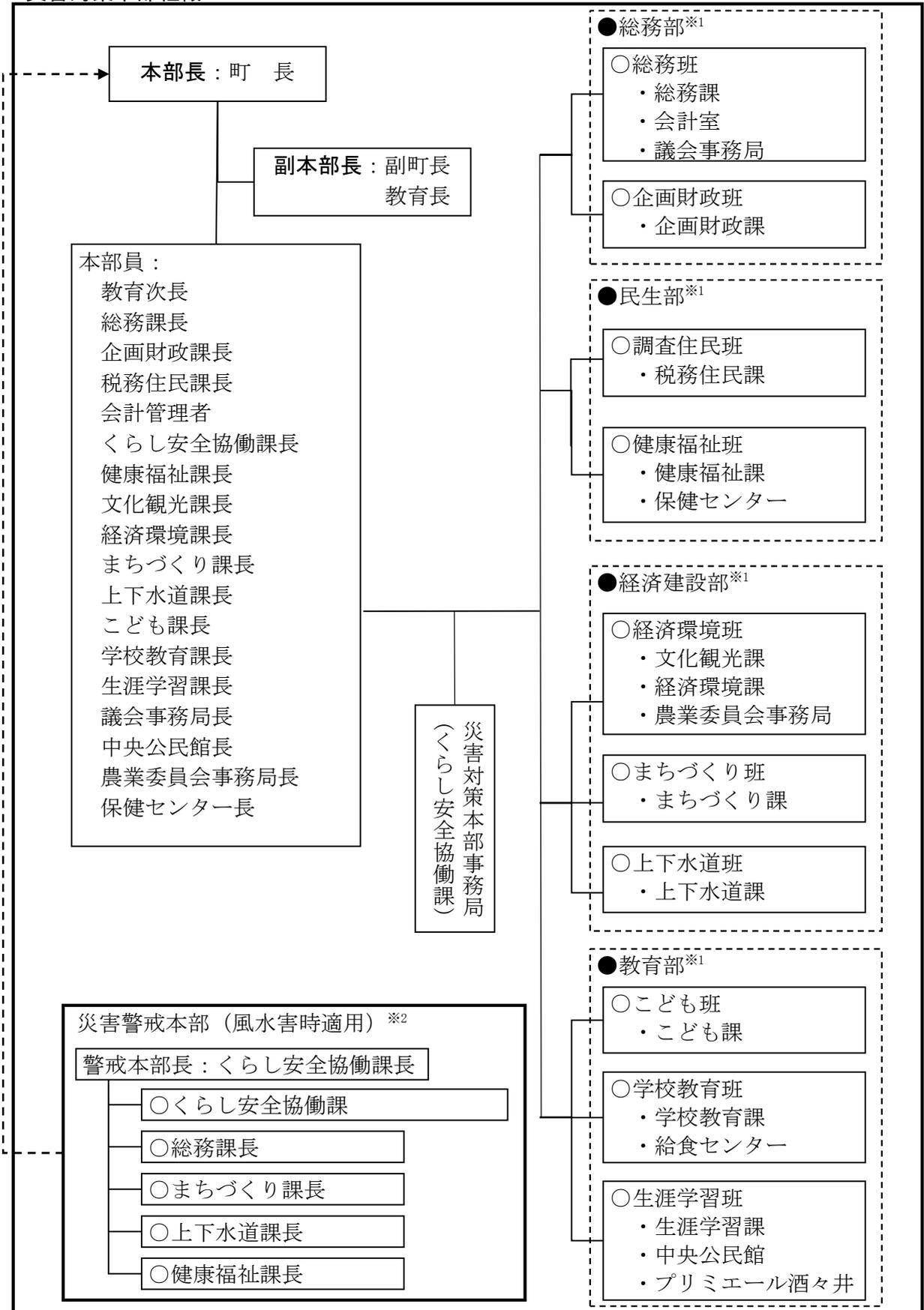
配備区分	活動内容	指揮者	配備体制
第1配備	○ 局地的な災害に対する応急対策活動 被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出 救護、避難誘導、広報	本部長	○ 全職員
第2配備	○ 大規模な災害に対する応急対策活動 被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出 救護、避難誘導、広報 ○ 町の組織及び機能の全てをもって対応する。		

### (2) 活動組織

非常体制の配備区分は、第1配備及び第2配備とし、災害対策本部を設置して活動する。勤務時間外及び休日に震度5強以上の地震が発生した場合、全職員は自動参集する。

災害対策本部の組織及び各班の事務分掌は、以下に示すとおりとする。

■災害対策本部組織



※1 原則、班単位で災害応急対策を実施するが、班単独では対応が困難な場合、本部長の指示に基づき、部を設置し、災害応急対策活動を実施する。その際、各部の班長の中から部長を指名する。

※2 災害の規模等に応じて設置される災害警戒本部において決定した事項は、本部長へ報告する。

■災害対策本部 事務分掌

部名	班名	担当課	事務分掌
総務部	総務班	総務課 会計室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の庶務に関する事。</li> <li>2 本部長及び副本部長の秘書に関する事。</li> <li>3 義援金及び見舞金に関する事。</li> <li>4 他自治体等への応援要請及び受け入れに関する事。</li> <li>5 住民からの電話等各種問い合わせ対応に関する事。</li> <li>6 災害対策要員への補給に関する事。</li> <li>7 被害状況の整理（被害状況図、災害情報アプリ）に関する事。</li> <li>8 災害に関するホームページ掲載に関する事。</li> <li>9 災害時の情報システム機器の設置・保守等に関する事。</li> <li>10 災害時の議会対応に関する事。</li> </ol>
	企画 財政班	企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関との連絡調整及び災害関係の広報に関する事。</li> <li>2 災害記録の管理に関する事。</li> <li>3 災害見舞者及び視察者への対応に関する事。</li> <li>4 災害復興計画の策定に関する事。</li> <li>5 国、県への災害に係る要望、陳情に関する事。</li> <li>6 町有財産の被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>7 庁舎の被害状況調査及び機能維持に関する事。</li> <li>8 インフラ（電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者）の状況把握及び連絡調整に関する事。</li> <li>9 災害時の車両の管理・調達及び燃料の確保に関する事。</li> <li>10 緊急通行車両に関する事。</li> <li>11 災害対策に係る資機材の調達（契約）に関する事。</li> <li>12 災害用電話の確保に関する事。</li> <li>13 災害対策に係る経費の支出に関する事。</li> <li>14 災害対策に係る財政措置に関する事。</li> </ol>

部名	班名	担当課	事務分掌
民生部	調査住民班	税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災住家の被害認定調査に関する事。</li> <li>2 罹災証明書・被災証明書の発行に関する事。</li> <li>3 被災者に係る町税措置に関する事。</li> <li>4 被災者の総合相談窓口業務に関する事。</li> <li>5 安否不明者及び町民の避難先等の把握に関する事。</li> <li>6 被災者台帳の作成に関する事。</li> <li>7 遺体の埋火葬の手続きに関する事。</li> </ul>
	健康福祉班	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者の避難支援に関する事。</li> <li>2 福祉避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>3 福祉施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4 日本赤十字社との連絡調整及び見舞金等の配分等に関する事。</li> <li>5 社会福祉協議会及び福祉関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 医療救護の連絡調整に関する事。</li> <li>7 応急医療活動に関する事。</li> <li>8 町医療救護本部の設置・運営及び合同救護本部との連絡調整に関する事。</li> <li>9 医薬品及び医療資機材の調達に関する事。</li> <li>10 印旛保健所、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、町三師会及び医療機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>11 被災者の保健衛生、健康管理及び心のケアに関する事。</li> <li>12 防疫に関する事。</li> <li>13 遺体の検案及び収容に関する事。</li> <li>14 災害弔慰金の支給事務に関する事。</li> <li>15 隣保館・町営住宅等の被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>

部名	班名	担当課	事務分掌
経済建設部	経済環境班	文化観光課 経済環境課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 食料、物資の調達、管理及び供給に関すること。</li> <li>2 救援物資の受入れ・管理及び物資集積場所の設置・運営に関すること。</li> <li>3 農・商・工業関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>4 家畜の防疫、死亡家畜等の処理に関すること。</li> <li>5 被災農業、商工業者等への支援に関すること。</li> <li>6 離職者等への職業のあっせん等に関すること。</li> <li>7 農地の排水に関すること。</li> <li>8 仮設トイレの設置及びゴミ、し尿の収集及び終末処理に関すること。</li> <li>9 災害廃棄物処理に関すること。</li> <li>10 災害発生時における公害対策に関すること。</li> <li>11 家庭動物（ペット）の対応に関すること。</li> </ul>
	まちづくり班	まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路の障害物除去に関すること。</li> <li>2 緊急交通路の確保・交通規制に関すること。</li> <li>3 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。</li> <li>4 河川の応急・復旧対策に関すること。</li> <li>5 危険箇所等確認巡視及び応急対策に関すること。</li> <li>6 被災住家の被害認定調査の支援に関すること。</li> <li>7 応急仮設住宅建設及び管理に関すること。</li> <li>8 住宅の応急修理に関すること。</li> <li>9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>10 被災宅地の危険度判定に関すること。</li> </ul>
	上下水道班	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 下水道、排水施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。</li> <li>2 下水道使用料の措置に関すること。</li> <li>3 給水施設・設備の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。</li> <li>4 被災地の応急給水に関すること。</li> <li>5 水道使用料の措置に関すること。</li> </ul>
教育部	こども班	こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 町立保育園園児の避難誘導に関すること。</li> <li>2 町立保育園、公設放課後児童クラブの被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 被災時の応急的保育に関すること。</li> <li>4 私立認定こども園、私立幼稚園、民設放課後児童クラブの状況把握に関すること</li> <li>5 学校教育系施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。</li> </ul>

部名	班名	担当課	事務分掌
教育部	学校教育班	学校教育課 給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育対策に関する事。</li> <li>2 学用品等の供与に関する事。</li> <li>3 児童生徒の安全対策に関する事。</li> <li>4 児童生徒の被災状況調査及び報告に関する事。</li> <li>5 避難所の開設及び運営支援に関する事（学校教育施設）。</li> <li>6 炊き出し設備の確保及び炊き出しに関する事。</li> <li>7 学校臨時休業に伴う学校給食委託業者との調整に関する事。</li> <li>8 臨時休業期間の変更に伴う献立作成及び賄材料の購入変更事務に関する事。</li> <li>9 学校臨時休業対策費補助金申請事務に関する事。</li> <li>10 学校臨時休業に伴う学校給食費還付充当事務に関する事。</li> </ul>
	生涯学習班	生涯学習課 中央公民館 プリミエール 酒々井	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所（中央公民館・プリミエール酒々井）の開設・運営支援に関する事。</li> <li>2 施設利用者の避難誘導に関する事。</li> <li>3 文化財の保護、被害状況調査に関する事。</li> <li>4 社会教育系施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。</li> </ul>

事務局 (くらし安全協働課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置・運営（会議）に関する事。</li> <li>2 各班との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。</li> <li>3 自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関する事。</li> <li>4 災害時における初動対応及び指揮監督に関する事。</li> <li>5 防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 被害状況調査の総括及び県への報告に関する事。</li> <li>7 地震・気象情報の収集伝達に関する事。</li> <li>8 避難情報の発令・警戒区域の設定に関する事。</li> <li>9 避難所の開設指示・統制に関する事。</li> <li>10 帰宅困難者・滞留者への対応に関する事。</li> <li>11 消防団活動に関する事。</li> <li>12 生活再建支援金に関する事。</li> <li>13 災害救助法に関する事。</li> <li>14 職員の動員（被災・参集・配置状況の把握）に関する事。</li> <li>15 自主避難所の開設・運営に関する事。</li> <li>16 自治会等への応援協力要請及び連絡調整に関する事。</li> <li>17 災害ボランティアセンターの開設要請及び連絡・調整に関する事。</li> <li>18 その他災害応急対策全般に関する事。</li> </ul>
-------------------	---

各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各部各班の相互応援に関する事。</li> <li>2 所管する施設の被害状況の把握及び応急措置に関する事。</li> <li>3 所管する組織、団体等の被害状況の把握及び災害対策に関する事。</li> <li>4 避難所担当職員に関する事。</li> <li>5 その他班長の特命事項に関する事。</li> </ul>
------	--

## 5 動員・配備

### (1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、くらし安全協働課長から町長へ情報を報告し、町長が配備を判断する。

### (2) 動員の方法

勤務時間内は、事務局により庁内放送及び電話連絡等をもって伝達を行う。各班長は、配備区分に応じた職員の動員・配備の指示を行う。

勤務時間外は、事務局から職員参集メールにより全職員への情報の伝達を行う。各班長は、配備区分に応じた職員の動員・配備の指示を行う。この際、自動配備に該当する職員は、震度等に応じて、指示を待つことなく、自動参集する。

また、町長の決定による配備は、事務局長（くらし安全協働課長）から各班長（課長）に伝達を行う。この際各班長は、配備区分に応じた職員の動員・配備の指示を行う。

### (3) 参集報告

勤務時間内及び勤務時間外ともに、あらかじめ定められた場所に参加する。参集した職員は、所属単位ごと事務局に参集報告を行う。

### (4) 消防団員の動員

災害対策本部を設置し、消防団の待機・動員が必要と判断した場合、事務局は、速やかに本部長に報告するとともに、消防団長に伝達する。

消防団長は、災害対策本部から配備体制の連絡を受けたときは、ただちに出動できる体制を確立するよう各分団長に対し、消防無線、口頭、電話等を利用して指示する。

## 6 災害対策本部の設置

### (1) 設置場所

災害対策本部は、役場分庁舎 2 階第 2 多目的室に設置する。

### (2) 現地災害対策本部

本部長は、応急対策を実施するうえで特に必要と認めるときは、被災地の近傍に現地災害対策本部を設置する。

### (3) 災害対策本部の運営

#### ア 本部の構成

本部の構成は、次のとおりである。

##### ■本部の構成

本部長	町 長
副本部長	副町長、教育長
本部員 (※)	教育次長、総務課長、企画財政課長、税務住民課長、会計管理者、くらし安全協働課長、健康福祉課長、文化観光課長、経済環境課長、まちづくり課長、上下水道課長、こども課長、学校教育課長、生涯学習課長、議会事務局長、中央公民館長、農業委員会事務局長、保健センター長

(※) 本部員の内、総務課長、企画財政課長、税務住民課長、会計管理者、健康福祉課長、経済環境課長、まちづくり課長、上下水道課長、こども課長、学校教育課長及び生涯学習課長は、各班長を兼ねる。

#### イ 職務権限

本部の設置及び指揮は、町長の権限により行われるが、町長不在の場合は、副町長、教育長、総務課長の順により権限を委任する。

#### ウ 会 議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため各会議を置く。

##### (7) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び事務局で構成し、必要に応じ各班の担当者を出席させることができる。

##### ■本部員会議の協議事項

- 災害対策の重要事項に関すること。
- 災害対策本部の配備体制の変更に関すること。
- 避難の指示、警戒区域の設定に関すること。
- 災害対応の方針に関すること。
- 各班の業務分担の調整、人員配置に関すること。
- 災害救助法の適用に関すること。
- 自衛隊、県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること。
- 災害対策経費に関すること。
- その他災害対策の重要事項に関すること。

##### (4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員、各班の担当者及び事務局並びに関係機関、団体で構成する。

##### ■本部会議の協議事項

- 被災状況・災害対策の情報共有に関する事。
- 災害対応の方針の決定に関する事。
- 各班の災害対策に関する事。
- 各班の業務分担の調整、人員配置に関する事。
- 消防、警察、自衛隊、県、他市町村及び公共機関等との災害対応に関する事。
- 災害対策経費に関する事。

#### (ウ) 班長会議

班長会議は、各班長又は班長の指名する者及び事務局並びに関係機関、団体で構成する。

##### ■ 班長会議の協議事項

- 本部会議等で諮る事項の検討、調整に関する事。
- 被災状況・災害対策の情報整理に関する事。
- 各班の災害対策の調整に関する事。
- 各班の業務分担、人員配置の調整に関する事。
- 消防、警察、自衛隊、県、他市町村及び公共機関等との調整に関する事。
- 災害対策経費の処理に関する事。
- 災害対策経費に関する事。
- その他の災害対策に関する事。

#### エ 事務局

災害対策本部に事務局を置く。事務局は、くらし安全協働課長の指揮を受け、本部長を直接補佐する。

災害対策本部の運営に係る情報の管理、対処方針の立案、各部の活動状況の把握、統括及び指示並びに会議の開催を行う。

また、庁内外の関係機関との連絡調整を図るとともに、人員の応援受援体制について連絡調整を行う。

#### オ 事務分掌

各班長は、本部長の指示に基づき、班内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

#### カ 災害対策本部の規模の縮小

本部長は、災害応急対策が一部を除いて概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の規模を縮小し、事務分掌に基づき、対応にあたる。

## 7 災害対策本部の解散

本部長は、町域において住民の安否確認及び安全の確保及び災害応急対策が概ね完了し、平常時の体制で対応できると認めたときは、本部を解散する。

## 第2節 情報の収集・伝達

地震による揺れを感知した場合、震度情報等の地震に関する情報を迅速に収集するとともに、住民からの通報や問合せへの対応を行う。

また、発災初期における応急対策活動、特に救命救助活動を最優先とした災害応急対策を円滑に実施するため、必要な災害情報の収集・伝達を迅速に行う。

項目	担当
1 地震に関する情報の収集	事務局、銚子地方気象台
2 通信手段の確保	事務局、企画財政班
3 通信施設が使用不能となった場合の措置	事務局、企画財政班
4 被害情報の収集・報告	事務局、各班、消防団
5 災害報告	事務局

### 1 地震に関する情報の収集

事務局は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

#### ■緊急地震速報の種類

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。
地震動警報		このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

(※) 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(※) 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表される。

(※) 町の防災行政無線は、震度5弱以上で自動放送するよう設定している。

■地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。)	震度 3 以上	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	震度 1 以上  津波警報・注意報発表 又は、若干の海面変動が 予想されたとき 緊急地震速（警報）発表 時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表 (地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)
遠地地震に関する情報	マグニチュード 7.0 以上  都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響についても記述して発表 *1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

## 2 通信手段の確保

事務局及び企画財政班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、通信手段を確保する。

### (1) 電 話

#### ア 災害時優先電話

企画財政班は、平常時から通信契約業者等と連携し、災害時優先の固定電話回線を確保する。

#### イ 臨時電話

事務局は、平常時から東日本電信電話株式会社と連携し、各指定避難所等に災害時公衆電話の通信回線を敷設して、臨時電話回線を確保する。

### (2) 町防災行政無線

事務局は、防災行政無線を用いて、住民・自主防災組織への周知、職員への指示等必要な通信を行う。

### (3) 災害時優先携帯電話

事務局は、災害時優先携帯電話を用いて、災害対策本部と各避難所等防災拠点及び職員との情報伝達、連絡調整を行う。

### (4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

事務局は、県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により、県災害対策本部及び関係機関との通信並びに総務省消防庁への報告を行う。

## 3 通信施設が使用不能となった場合の措置

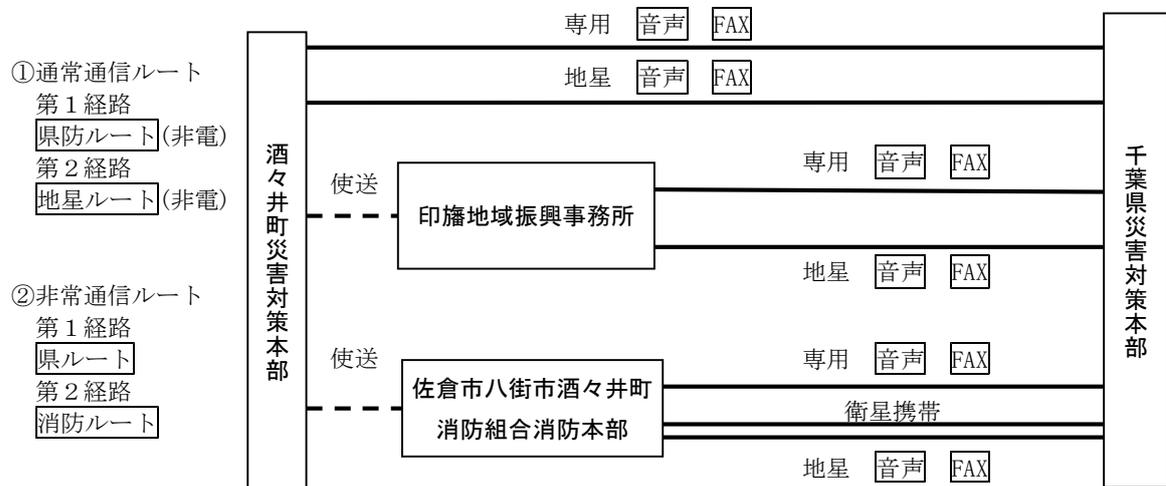
事務局及び企画財政班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話若しくは無線等の通信施設を管理する機関に要請し、使用する。

(1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

- 警察通信施設
- 国土交通省関係通信施設
- 海上保安部通信施設
- 日本赤十字社通信施設
- 東日本電信電話（株）通信施設
- 東京電力パワーグリッド（株）通信施設
- 日本放送協会千葉放送局通信施設
- 東京ガスネットワーク（株）通信施設

(2) 前項以外の機関又は個人の無線通信施設

■非常通信ルート



4 被害情報の収集・報告

(1) 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町又は警察に通報する。

通報を受けた警察は、その旨を速やかに町に通報する。通報を受けた町は、直ちに以下の機関に通報する。

■通報先

- 銚子地方気象台
- その災害に関係のある近隣市町
- 最も近い県出先機関（印旛地域振興事務所等）

## (2) 災害直後の被害情報の収集

災害発生後ただちに、町内の被害状況の全容に把握することを目的として、住民・参集職員からの通報や巡回パトロールの派遣、必要により消防団に応援を要請し、迅速に被害情報を収集する。

### ア 収集する事項

各班員は、以下の事項について被害情報を収集する。

#### ■収集事項

人的被害	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 死者・負傷者・行方不明者及び救助が必要な者の発生状況</li><li>○ 住民の避難の必要の有無及び避難の状況</li></ul>
物的被害	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 主要道路、橋梁及び水路の被害状況</li><li>○ 電気、ガス、上下水道及び通信の被害状況</li><li>○ 住宅の被害状況</li><li>○ 公共施設の被害状況</li><li>○ 医療機関・社会福祉施設の被害状況</li></ul>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 火災等の二次災害の発生状況、危険性</li><li>○ 道路の渋滞、鉄道の運行状況</li><li>○ 帰宅困難者の発生状況</li><li>○ 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための情報</li><li>○ 県、関係機関の体制</li><li>○ 震源地付近の被害状況及び周辺市町の被害状況</li><li>○ その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項</li></ul>

### イ 情報収集要領

各班は、原則、災害対策本部の事務分掌に基づき、所掌する業務に関する情報収集を行う。必要により、職員が不足する場合は、災害対策本部において、巡回班を編成し協同し、重要情報の収集を行う。

また、時間外に地震が発生した場合は、参集途上の見聞情報を報告する。特に、町内及び周辺市町在住職員は、居住地周辺被害状況を報告する。あわせて住民、関係機関等からの通報により情報を収集する。

### ウ 被害情報の報告・整理

各班は、収集した情報を取りまとめ、総務班に報告する。

総務班は、報告を受けた情報を整理し、分析を行う。

【様式 5-3】 『被害発生状況連絡票』参照

【様式 5-4】 『情報記録一覧表』参照

### エ 関係機関への通報

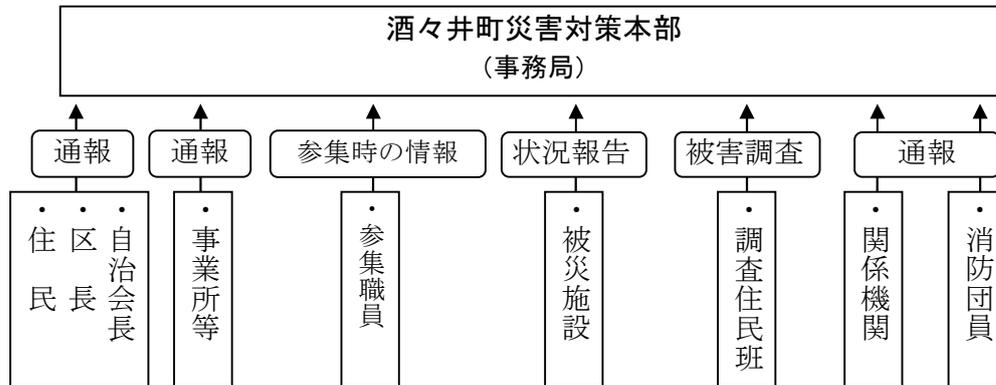
事務局は、必要に応じて災害情報を地域振興事務所、警察、消防組合に通報する。

### (3) 被害調査

調査住民班は、災害の危険が解消した段階で、住家被害の認定調査を行う。各班は、それぞれが所管する施設の被害調査を行う。

なお、被害調査は、被害の認定基準によるものとし、その結果を事務局に報告する。

#### ■被害情報伝達の流れ



## 5 災害報告

### (1) 災害発生の報告

事務局は、震度4を記録したときは、災害の状況及びその措置の概要について、災害緊急報告として第1報及び災害総括報告として定時報告を、県に報告する。

また、震度5強以上を記録したとき並びに死者又は行方不明者が発生した場合は、火災・災害等即報要領により被害の有無を問わず、災害緊急報告として第1報及び災害総括報告として定時報告を、県と併せて総務省消防庁に報告する。

### (2) 県への被害報告

#### ア 報告先・手段

県災害対策本部事務局への災害報告は、原則として千葉県防災情報システムを使用し  
て行う。

システムが使用不能又は千葉県危機管理情報共有要綱（令和4年4月千葉県）に別途  
規定がある場合、システム、電話又はFAX等の代替手段を用いて報告する。

また、町災害対策本部を設置した場合は、県から情報連絡員が派遣されるため、情報  
の共有と県との報告・調整について連携を図る。

県災害対策本部事務局に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告し、事後  
速やかに県災害対策本部事務局に報告する。

また、震度5強以上を記録したとき並びに大規模な災害により消防機関への通報が殺  
到したときは、被害の有無を問わず、第1報について、その通報件数を総務省消防庁及  
び県災害対策本部事務局に報告する。

## イ 報告の区分

県へ報告すべき情報は、次のとおりである。

### ■町から県への報告【災害緊急報告】

内 容	時期・方法
① 庁舎等の状況 ② 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ③ 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 ④ 措置情報 ⑤ 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	① 覚知後直ちに ② 第1報の後、詳細が判明の都度、直ちに [システム、電話、FAX]

### ■町から県への報告【災害総括報告（定時報告）】

内 容	時期・方法
被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 ① 被害情報 町域の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） ② 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [システム、電話、FAX]

【様式1】県報告関係 参照

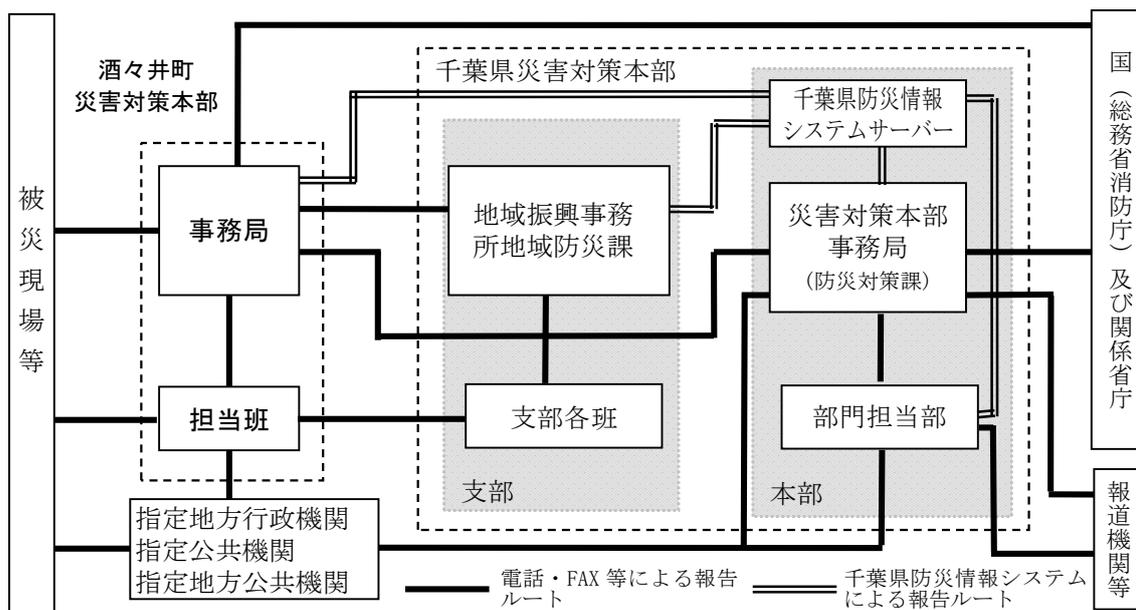
## ウ 報告責任部局

被害情報等の報告に係る責任部局は、事務局とする。

総務班は、各班が収集した被害情報等を総括し、県への報告事務を取り扱う。

## エ 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、以下のとおりである。



【資料 5-1】国・県の報告、【資料 5-2】千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き 参照

## 第3節 災害広報

町及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに住民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、住民が適切な行動をとれるようにするとともに、流言飛語等による社会的混乱やパニックの発生を未然に防止する。

項目	担当
1 災害時の広報	事務局、企画財政班
2 広聴活動	調査住民班、企画財政班、関係各班
3 報道機関への対応	企画財政班

### 1 災害時の広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報に基づく広報活動を実施する。

#### (1) 災害直後の広報

千葉県北西部で震度5弱以上を観測したときは、防災行政無線（しすいメール配信サービス）の自動放送、ソーシャルメディア及び通信事業者による緊急速報メールにより、次の広報を行う。

##### ■災害直後の広報内容

- 緊急地震速報及び震度に関する情報
- 出火防止等の二次被害防止の措置
- 住民のとるべき安全確保行動と自主防災組織等の活動要請

#### (2) 災害対策本部設置後の広報

事務局及び企画財政班は、災害の状況にあわせて、次の手段と内容の広報を行う。

##### ■広報手段

- 防災行政無線（しすいメール配信サービス）、ソーシャルメディア
- 広報車による巡回広報、職員の派遣による伝達
- 災害広報紙の発行
- 緊急速報メール等
- ケーブルTVによる放送
- 消防団による伝達

##### ■広報内容

- 地震に関する情報（余震の情報）
- 被害の発生状況（火災、土砂崩れ、道路途絶、施設の被害など）
- 避難情報（火災に伴う避難の方向、避難所の開設状況）
- 生活関連情報（電気、ガス及び水道並びに食料及び生活必需品の供給状況）

- 通信施設の復旧状況
- 道路交通状況
- バス、鉄道等交通機関の運行状況
- 医療機関の活動状況
- 町の対策の実施状況と住民のとるべき行動

### (3) 避難所等における広報

企画財政班は、避難所等において避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営委員会、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

要配慮者等、情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

#### ■避難所における広報

- 災害広報紙の配布（外国人に配慮して外国語版も検討）
- 避難所広報板の設置
- 避難所運営組織による口頭伝達
- 手話、外国語ボランティア等による伝達

## 2 広聴活動

調査住民班及び企画財政班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、原則中央庁舎1階会議室に相談窓口を設置する。相談窓口には、関係各班の担当者を置き、住民の相談に迅速な対応ができるように努める。

相談窓口で扱う事項は、以下のとおりである。

#### ■相談事項例

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ○ 安否情報（家族の消息等）    | ○ 搜索依頼の受け付け      |
| ○ 罹災証明書、被災証明書の発行  | ○ 埋火葬許可証の発行      |
| ○ 他各種証明書の発行       | ○ 仮設住宅の申し込み      |
| ○ 住宅の応急修理の申し込み    | ○ 災害見舞金、義援金の申し込み |
| ○ 被災者生活再建支援金の申し込み | ○ 生活資金、営業資金等の相談等 |
| ○ 福祉、法律関係の相談      | ○ 職業のあっせん等の相談    |

### 3 報道機関への対応

#### (1) 報道機関への要請

##### ア 放送要請

企画財政班は、災害等のため広報ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により通知、要請、伝達又は警告のため災害時における放送要請に関する協定に基づき、県を通じて放送を要請する。

なお、町長が発令する避難情報等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

##### イ 取材の配慮要請

企画財政班は、報道機関の災害対策本部内への立ち入りと取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等の個人情報保護等に配慮をするよう報道機関に要請する。

#### (2) 記者発表

企画財政班は、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供し、住民へ周知を図る。

また、記者会見場の設置に当たっては、必要な設備を準備する。

##### ■記者発表の概要

発表者	第1位 町長 第2位 副町長 第3位 総務課長
発表内容	○ 被害の状況 ○ 町の対処方針、応急対策の内容 ○ 住民、全国への支援要請 等

## 第4節 広域連携体制

直下地震のような大規模災害では、町の防災力のみでは災害対応が困難と考えられるため、県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

項目	担当
1 県・市町村等への応援要請	事務局、関係各班
2 消防の広域応援要請	事務局、消防組合
3 上水道・下水道事業体の相互応援	上下水道班

### 1 県・市町村等への応援要請

#### (1) 県への要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

事務局は、県から派遣される情報連絡員と連携を図り、これらの手続きを実施する。

#### ■県への応援要請手続き

要請先	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部事務局（県防災危機管理部防災対策課）応援受援班 <input type="checkbox"/> 県災害対策本部事務局物資支援班 <input type="checkbox"/> 県災害対策本部事務局医療救護本部	
連絡方法	<input type="checkbox"/> メール、防災FAX、防災電話等	
応援の要求	<input type="checkbox"/> 被害及び町の行政機能の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資・医療品等の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする人数・場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	<input type="checkbox"/> 災害対策基本法第68条 <input type="checkbox"/> 応急対策職員派遣制度 <input type="checkbox"/> 県地域防災計画 <input type="checkbox"/> 県大規模災害時応援受援計画

#### (2) 指定地方行政機関等への要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。）の長に対し、職員の派遣要請又はその派遣について知事に対しあつせんを求める。

事務局は、これらの手続きを実施する。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	○ 指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連絡方法	○ 文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	○ 派遣の要請・あつせんを求める理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ○ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	○ 派遣：災害対策基本法第 29 条 ○ あつせん： ・ 災害対策基本法第 30 条 ・ 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 252 条の 17

(3) 県内外市町村への応援要請

ア 県内の災害時応援協定締結市町村への応援要請

町内で大規模な災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

事務局は、これらの手続きを実施する。

■県内市町村への応援要請手続き

要請先	○ 要請先市町村（複数にわたる場合は、知事）
連絡方法	○ メール、防災 F A X、防災電話等 ○ 文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）
要請事項	○ 被害の状況 ○ 応援の種類 ○ 応援の具体的内容及び必要量 ○ 応援を希望する期間 ○ 応援場所及び応援場所への経路 ○ 前各号に掲げるもののほか必要な事項
応援の種類	○ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ○ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ○ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ○ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ○ 被災者の一時収容のための施設の提供 ○ 被災傷病者の受け入れ ○ 遺体の火葬のための施設の提供 ○ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ○ ボランティアの受け付け及び活動調整 ○ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

【資料 2】災害協定関係 災害応援協定等一覧 参照

イ 県外の災害時応援協定締結市町村への応援要請

県内広域で災害が発生し、県内市町村へ応援要請が困難な場合は、茨城県阿見町、静岡県御殿場市、栃木県野木町及び埼玉県深谷市との応援協定に基づき、協定先の首長に応援を要請する。

#### ウ 災害対策基本法第 67 条等に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く。）

町、県内で大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、総務省の応急対策職員派遣制度を通じ、他の市町村に対し、応援を求める。

関係各班は、応援が必要と判断した場合、事務局にその旨を申し出る。

#### (4) 応援者の受け入れ・活動支援

応援者の活動拠点は、西庁舎 2 階会議室及び町生涯生活センターとし、総務班が受け入れを行う。

各活動現場においては、関係各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援者の宿泊施設、食料、資機材等は、応援者側で手配することを原則とする。

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

## 2 消防の広域応援要請

### (1) 広域消防応援体制

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、千葉県広域消防相互応援協定（平成 4 年 4 月千葉県）及び千葉県消防広域応援基本計画（平成 8 年 5 月千葉県）、千葉県緊急消防援助隊受援計画（平成 30 年 3 月千葉県）に基づき、広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、消防隊の受け入れは事務局及び消防組合とし、集結場所は酒々井総合公園とする。消防団は、応援隊の車両等に同乗し、被災現場への案内等を行う。

### (2) ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援（平成 21 年 3 月消防庁）及び千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱（平成 4 年 4 月千葉県）に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。事務局は、これらの手続きを実施する。

## 3 上水道・下水道事業体の相互応援

### (1) 上水道

上下水道班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、千葉県水道災害相互応援協定等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

## (2) 下水道

上下水道班は、関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（平成 30 年 4 月公益社団法人日本下水道協会）に基づき、応援措置の支援を要請する。

## 第5節 自衛隊の災害派遣

災害時における人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼する。

項目	担当
1 災害派遣・撤収要請	事務局
2 自主派遣	事務局
3 自衛隊の受け入れ	事務局

### 1 災害派遣・撤収要請

#### (1) 派遣要請の手続き

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

事務局は、これらの手続きを実施する。

#### ■災害派遣要請の手続き

連絡先	○ 県防災危機管理部防災対策課
要請事項	○ 災害の情况及び派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

【資料 4-1】自衛隊の災害派遣要請について（依頼）参照

#### (2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

【資料 4-2】自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）参照

#### (3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね以下のとおりとする。

## ■自衛隊の派遣活動

項目	内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	○ 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	○ 行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	○ 道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	○ 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	○ 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	○ 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	○ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## (4) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担する。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

### ■経費の負担区分

- 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道及び電話料等
- 天幕等の管理換に伴う修理費
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

## 2 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

### ■自衛隊自主派遣の判断基準

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 3 自衛隊の受け入れ

事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受け入れ体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

### ■自衛隊の受け入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業箇所及び作業内容</li> <li>○ 作業箇所別必要人員及び必要機材</li> <li>○ 作業箇所別優先順位</li> <li>○ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所</li> <li>○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所</li> </ul>
資機材の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係りのある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮する。</li> </ul>
調整窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務局に連絡窓口を一本化する。</li> <li>○ 自衛隊からの本部連絡員の派遣を要請する。</li> </ul>
集結場所宿营地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下のスペースを設置できる場所として、酒々井総合公園（野球場及び周辺）とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部事務室</li> <li>・ 宿营地</li> <li>・ 材料置場</li> <li>・ 炊事場（野外の適切な広さ）</li> <li>・ 駐車場（車1台の基準は、3m×8m）</li> </ul> </li> </ul>
ヘリポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 酒々井総合公園球技場</li> <li>○ 中央台公園</li> <li>○ 酒々井小学校</li> <li>○ 大室台小学校</li> <li>○ 酒々井中学校</li> <li>○ 墨スポーツ広場</li> </ul>

## 第6節 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

町域で発生した災害が、災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みがある場合、町は直ちにその旨を知事に報告し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

項目	担当
1 災害救助法の適用基準	事務局、各班
2 災害救助法の適用手続き	事務局、各班
3 災害救助法による救助の実施者	事務局、各班

### 1 災害救助法の適用基準

#### (1) 町の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令第225号）第1条第1項第1から第4号の規定による。町における具体的適用基準は、次のとおりである。

#### ア 災害が発生した場合の適用基準

##### ■災害救助法の適用基準

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	○ 町内の住家が滅失した世帯の数	50以上	第1条第1項第1号
	○ 県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
	○ 県内の住家が滅失した世帯のうち町内の住家が滅失した世帯の数	25以上	
	○ 県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
	○ 県内の住家が滅失した世帯のうち町内の住家が滅失した世帯の数	多数	
	○ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	第1条第1項第3号後段
	○ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	知事が厚生労働大臣と協議	基準省令第1条※

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
生命・身体への危害が生じた場合	○ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	○ 災害が発生又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項第1号※
	○ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第1項第2号※

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令

#### イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

## (2) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおり、みなし換算を行う。

#### ■滅失住家の換算

○ 全壊（全焼・流失）住家	1世帯	.....	滅失住家	1世帯
○ 半壊（半焼）住家	2世帯	.....	滅失住家	1世帯
○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯	.....	滅失住家	1世帯

注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼 (全流出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。</li> <li>○ 具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</li> </ul>
大規模半壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</li> <li>○ 具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</li> </ul>
中規模半壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</li> <li>○ 具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</li> </ul>
半壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。</li> <li>○ 具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</li> </ul>
準半壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。</li> <li>○ 具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</li> </ul>

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

## 2 災害救助法の適用手続き

### (1) 災害救助法の適用手続き

町域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合は、本部長は直ちにその旨を知事に報告（県災害対策本部事務局経由）する。その場合には、以下にあげる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

#### ■災害救助法要請時に必要な項目

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害発生の日時及び場所</li><li>○ 災害の原因及び被害の状況</li><li>○ 適用を要請する理由</li><li>○ 適用を必要とする期間</li><li>○ 既に実施した救助措置及び今後実施する救助措置</li><li>○ その他必要な事項</li></ul> |
|---|

### (2) 適用要請の特例

災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指揮を受ける。

### (3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急対策活動を実施した場合、担当班は、応急対策活動に関わる帳簿類等を作成し、事務局に報告する。

なお、費用の支弁対象等は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年6月内閣府）に基づき実施する。

【資料3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間 参照

## 3 災害救助法による救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、知事が主体的に実施し、本部長はこれを補助する。

本部長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長に救助を行わせることができる。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき本部長が応急措置を実施する。

■災害救助法の救助項目と救助の実施者

救助の種類		実施者 ※	期 間
避難所の供与		町	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与		県・町	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置
食品の給与		町	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給		町	災害発生の日から7日以内
生活必需品の給与又は貸与		町	被害発生の日から10日以内に完了
医療及び助産	医 療	町	災害発生の日から14日以内
	助 産	町	分べんした日から7日以内
被災者の救出		町	災害発生の日から3日以内
住宅の応急修理		町	災害発生の日から1月以内に完成
学用品の給与		町	教科書：災害発生の日から1月以内に完了 その他の学用品：災害発生の日から15日以内に完了
埋 葬		町	災害発生の日から10日以内に完了
死体の捜索		町	災害発生の日から10日以内に完了
死体の処理		町	災害発生の日から10日以内に完了
障害物の除去		町	災害発生の日から10日以内に完了

※ 災害救助法施行細則（千葉県）第5条及び災害救助の手引き（令和4年度版）第6救助の事務処理に基づく、救助の実施者

## 第7節 消防・救助救急・危険物等対策

消防組合は、消防団及び防災関係機関と連携して、その全機能を挙げて消防活動を行い、災害から住民の生命、財産を保護する。

項目	担当
1 消火活動	消防組合、消防団、自主防災組織、事業所
2 救助・救急活動	事務局、消防組合、消防団、自主防災組織
3 危険物等の対策	県、消防組合、関東東北産業保安監督部、学校教育班

### 1 消火活動

災害時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

#### (1) 常備消防の活動

消防組合は、地震災害対策警防本部を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

##### ア 避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難路確保の消防活動を行う。

##### イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

##### ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

##### エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。

##### オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

## (2) 消防団の活動

消防団は、以下の活動を行う。

### ア 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

### イ 消火活動

消防団の出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動については、単独若しくは消防組合と協力して行う。

### ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

### エ 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡調整をとりながら住民を安全に避難させる。

## (3) 住民・自主防災組織の消火活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

## (4) 事業所の消火活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、事業所周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

## (5) 通電火災への警戒活動

消防組合は、住民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

## (6) 消防広域応援要請

「第4節 第2項 消防の広域応援要請」 参照

## 2 救助・救急活動

### (1) 救助活動

#### ア 救出情報の収集

事務局は、消防組合、警察署等から救出情報を収集し、管理する。

#### イ 救助活動

消防組合及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により消防組合及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長は知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等に出動を要請する。

傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班との密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡調整を密にし、効率的な活動を行う。

#### ウ 住民、自主防災組織及び事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

### (2) 救急活動

消防組合は、負傷者を救急車にて救護所又は受け入れ可能な病院に搬送する。

事務局及び消防組合は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。

### (3) 惨事ストレス対策

消防組合、健康福祉班及び総務班は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

## 3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防組合は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

## (1) 高圧ガス等の保管施設

県及び消防組合は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

## (2) 石油类等危険物保管施設

消防組合は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる活動を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

### ■石油类等危険物保管施設に関する災害応急対策活動項目

- 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

## (3) 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

## (4) 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、学校教育班は、各学校長に対し、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

## (5) 危険物等輸送車両

消防組合は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

### ■危険物等輸送車両に関する応急措置項目

- 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

## 第8節 災害警備、防犯、交通対策等

災害時には、治安の乱れや交通の途絶等、様々な社会的混乱が予想される。このため、町及び警察は、住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

項目	担当
1 災害警備	警察署
2 防犯	事務局、警察署
3 交通対策	まちづくり班、警察署、道路管理者
4 緊急輸送道路の確保	まちづくり班、道路管理者
5 緊急輸送	事務局、企画財政班、警察署
6 緊急通行車両等の確認	企画財政班、警察署

### 1 災害警備

#### (1) 基本方針

警察は、千葉県警察災害警備実施計画に基づき、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取り締り、その他社会秩序の維持に当たる。

#### (2) 警備体制と活動要領

警察は、地震に伴い災害が発生又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

##### ■警備体制

警備体制	地震及び被害の程度
連絡室	○ 県内に震度4以上の地震が発生した場合 ○ 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合等
対策室	○ 県内に震度5弱以上の地震が発生した場合 ○ 東海地震注意情報が発表された場合等
災害警備本部	○ 県内に震度5強以上の地震が発生した場合 ○ 内閣総理大臣の警戒宣言が発表された場合等

## ■災害警備活動要領

- 要員の招集及び参集
- 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- 装備資機材の運用
- 通信の確保
- 救出及び救護
- 避難誘導及び避難地区の警戒
- 警戒区域の設定および被害の拡大防止措置
- 災害の拡大防止と二次災害の防止
- 報道発表
- 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- 死傷者の身元確認、遺体の収容
- 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- 地域安全対策（犯罪の予防・取り締り、相談活動）
- 協定に基づく関係機関への協力要請
- その他必要な応急措置

## 2 防 犯

警察は、被災地における犯罪の防止を図るため、地域の巡回パトロールを行う。

事務局は、被災地、避難所周辺における犯罪等を防止するため、警察に協力するとともに、被災地においては周辺の自治会、自主防災組織等に、避難所周辺においては避難所運営委員会に協力を要請し、警備を行う。特に避難所におけるDV、性暴力の防止に留意する。

## 3 交通対策

### (1) 交通情報の収集

まちづくり班は、警察署及び道路管理者と連絡をとり、交通の状況、道路の被災状況等の情報を収集する。収集する交通情報は、以下のとおりである。

#### ■収集する交通情報

- 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- 特に危険と認められた道路及び橋梁の位置
- その他必要な事項

### (2) 交通規制

#### ア 交通規制の実施

佐倉警察署又は道路管理者等は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

まちづくり班は、町管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

## ■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	○ 災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法（昭和36年6月25日法律第105号）第4条
警察署長	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	○ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項 第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	○ 警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	○ 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限することができる。	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第46条

### イ 運転者のとるべき措置

震災時における運転者のとるべき措置については、以下の事項の周知を図る。

#### ■運転者のとるべき措置

- 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
  - ・ 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
  - ・ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
  - ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- 避難のために車両を使用しないこと。
- 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

- ・ 車両を道路外の場所に置くこと。
- ・ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- ・ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

## 4 緊急輸送道路の確保

### (1) 緊急輸送道路

まちづくり班は、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について警察署と連絡をとる。

#### ■緊急輸送道路

- 県指定第1次緊急輸送道路
  - ・ 東関東自動車道
  - ・ 国道51号
  - ・ 国道296号（第2次は指定なし。）
- 町指定
  - ・ 国道51号から役場まで（町道01-006号線、町道01-009号線、町道02-008号線）

### (2) 道路啓開

まちづくり班は、被害を受けた町道について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に町指定の緊急輸送道路等交通上重要と認められる路線を最優先に関係事業者と連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるときや、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、まちづくり班等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6の規定により、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

#### ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

#### ■放置車両対策

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

#### イ 土地の一時使用

前項の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

## 5 緊急輸送

### (1) 車両輸送

#### ア 車両の確保

企画財政班は、公用車その他の車両を管理し、常に配車状況を把握し、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、町内運送業者等、トラック協会、バス協会に要請する。

#### イ 燃料の確保

企画財政班は、公用車、応援車両等の全ての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

### (2) ヘリコプター輸送

#### ア ヘリコプターの要請

事務局は、災害による交通の途絶により、緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

#### イ 臨時ヘリポートの開設

事務局は、物資や傷病者の搬送用のヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊、消防等とともに開設準備を行う。

##### ■臨時ヘリポートの開設予定場所

- 酒々井小学校
- 大室台小学校
- 酒々井中学校
- 東京学館高等学校野球場（ドクターヘリのみ。）
- 中央台公園
- 酒々井総合公園球技場
- 墨スポーツ広場

## 6 緊急通行車両等の確認

大規模災害時には、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、緊急交通路が指定され、緊急通行車両や規制除外車両以外の一般者両の通行が禁止又は制限されることになる。

緊急交通路の通行には、緊急通行車両確認証明書又は規制除外車両確認証明書と確認標章が必要となる。

緊急通行車両の確認については、災害対策基本法施行令等の一部により、災害発生前においても申請を行い、証明書等の交付を受けることができることとなった。

このため、町は、災害発生時に災害応急対策に従事する庁用車について事前に緊急通行車両の確認を行うとともに、町の災害応急対策に使用される協定締結団体等の緊急通行車両の確認に努める。

緊急通行車両とならない車両であっても、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である対象車両については、規制除外車両の事前届出を行うことの周知を図る。

【様式-3】 緊急通行車両確認申出書

## 第9節 生活救援

町は、地震災害に伴う断水や水質汚染等により、飲料に適する水を得ることができない被災者に応急給水を行う。

町は、食事に支障を生じた被災者及び生活必需品を喪失した被災者に対し、3日分の備蓄食料及び備蓄物資及び外部から調達した食料及び物資を供給する。

項目	担当
1 応急給水	上下水道班
2 食料の供給	事務局、経済環境班、健康福祉班
3 生活必需品の供給	経済環境班
4 救援物資の受け入れ・管理	経済環境班、事務局

### 1 応急給水

飲料水の目安は、一人1日3リットルとし、水道施設の復旧状況に応じて、順次増量する。病院等で必要な用水は、別途確保する。

#### (1) 需要の把握

上下水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、避難所及び避難者数とする。

#### (2) 応急給水方法

##### ア 優先給水

災害発生当初は、断水地区の医療機関、社会福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。

##### イ 拠点給水

浄水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車等への注水及び応急給水を行う。

##### ウ 運搬給水

災害発生当初は、備蓄及び救援物資のペットボトルや給水用ポリ袋(6リットル入り)を供給する。その後、車載式給水タンク等により避難所及び暫定防災井戸での給水拠点で、住民が持参したタンク、バケツ等に給水する。

搬送用車両及び容器等が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

##### エ 仮設給水栓等を設置した給水

使用可能な消火栓等に仮設給水栓を接続し応急給水を行う。

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を接続し応急給水を行う。

## オ 暫定井戸の活用

災害時、生活用水を供給する防災井戸として、中央台1丁目（ひまわり公園）、東酒々井1丁目（排水路脇）及び酒々井ちびっこ天国内の暫定井戸を活用する。

## カ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

## 2 食料の供給

災害時の初期段階は、原則として住民の家庭内備蓄及び町の備蓄で対応し、その後、避難が長期化する等食料の支援が必要な場合は、外部から調達した食料を供給する。

### (1) 食料の支給対象者

地震発生から3日間は、家庭内備蓄及び町備蓄で対応し、その後、町が確保した食料（支援物資等）を供給する。

食料の支給対象者は、以下のとおりとする。

#### ■食料の支給対象者

- 住家の被害があり、避難所に收容された者
- 在宅避難及び車中避難で炊事のできない者
- 住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者
- 旅行者、滞在者及び通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- 災害応急対策活動従事者

### (2) 需要の把握

経済環境班は、以下の班が把握した食料の需要をとりまとめる。

#### ■需要把握の方法

- 避難所担当職員：避難所避難者及び在宅避難者等で食料のみを受け取りにくる被災者
- 総務班：災害対策従事者（応援者を含む。）

### (3) 食料の供給方法

#### ア 食料の確保

避難生活が長期化する場合は、事務局、給食センター及び経済環境班は、栄養士等と協議の上、避難者数に応じた食料を確保する。

原則として、弁当、パン、飲料とし、栄養バランス、ミルクやベビーフードを必要とする乳幼児、かむ力が弱い者、宗教的配慮が必要な者、食物アレルギー等に配慮する。

経済環境班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難な場合は、国、県に対して供給を要請する。

調理された食品の確保が困難な場合は、食材を調達し、給食センター及び協定締結業

者、あるいは自治会、避難者の協力のもと、炊き出しを行う。また、被災状況により、炊き出しが困難な場合は、自衛隊に要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

食料の要請に当たっては、食料の内容、量、送付方法等を要請先に伝達する。

#### イ 食料の供給

経済環境班は、避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。避難所での配布は、避難所担当職員、自治会又は自主防災組織に委任する。

### 3 生活必需品の供給

災害発生の初期段階は、家庭内備蓄及び町備蓄で対応し、その後、避難の長期に伴い必要となる生活必需品などを、外部から調達し供給する。

#### (1) 生活必需品の供給対象者

物資供給の対象者は、以下のとおりとする。

##### ■生活必需品の供給対象者

- |  |
|--|
| <p>○ 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって、次に掲げる条件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者</li><li>・ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者</li></ul> |
|--|

#### (2) 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

#### (3) 生活必需品の供給方法

##### ア 生活必需品の確保

経済環境班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県及び協定締結業者等に対して供給を要請する。また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

生活必需品の要請に当たっては、生活必需品の内容、量、送付方法等を要請先に伝達する。

##### イ 生活必需品の供給

物資の輸送は、原則として協定締結業者に依頼する。協定締結業者による輸送が困難と考えられる場合、経済環境班は、輸送業者に要請する。避難所での配布は、避難所担当職員、自治会又は自主防災組織に委任する。

なお、調達した物資の一時仮置きが必要な場合は、食料・物資集配拠点に仮置きする。

## 4 救援物資の受け入れ・管理

### (1) 救援物資の受け入れ

救援物資の受け入れは、企業、自治体及び団体からのみとすることを原則とする。  
経済環境班は、提供の申し出を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、町が必要なときに供給を要請する。

### (2) 救援物資の受け入れ

経済環境班は、防災備蓄倉庫、役場駐車場地区又は民間倉庫を借り上げ、食料・物資集配拠点を開設する。

集積された物資は、ボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、輸送業者により避難所等へ供給する。

### (3) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

大規模災害発災当初は、被災地において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されるため、国が町、県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目等）のほか、避難所環境の整備に必要な物資、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送などプッシュ型支援を行っている。

このため、町、県及び国との間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整の効率化を図り、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実施するため物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

#### ■基本8品目の例

食料	大人用のおむつ
毛布	携帯トイレ・簡易トイレ
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	トイレットペーパー
乳児・小児用おむつ	生理用品

## 第10節 避難

町は、地震発生後直ちに被害情報を収集し、住民に対して避難情報を発令し、避難誘導を行うとともに、避難所の開設を迅速に進める。

項目	担当
1 避難情報	事務局、企画財政班
2 避難誘導等	事務局、企画財政班、警察署、消防組合、消防団、施設管理者、自主防災組織
3 避難所の開設	事務局、避難所担当職員
4 広域避難者の受け入れ	事務局、避難所担当職員
5 避難所の運営	事務局、避難所担当職員、経済環境班、健康福祉班
6 避難所外避難者への支援	事務局、調査住民班、企画財政班
7 避難所の閉鎖	事務局

### 1 避難情報

#### (1) 避難情報の発令

地震は、風水害と違い、突発的に発生するため、「高齢者等避難」等の段階的な避難情報の発令は、困難である。また、震源、震度、建築物の強度により、地域を特定することも困難である。しかしながら、地震の発生直後、あるいは火災の発生や余震の発生、土砂崩れの二次災害の発生又はその恐れがある場合は、住民の生命、身体及び財産の保護のため、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示等を行う。

事務局は、本部長へ避難に関する情報を報告し、避難情報の事務を行う。

#### ■避難情報の種類及び発令の目安

種類	内容	発令の目安
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住者等がとるべき行動 命の危険 直ちに安全確保</li> <li>・ 地震発生時の安全確保行動の周知 「姿勢を低く」「頭を守り」「動かない」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震発生直後</li> <li>○ 余震の発生直後</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住者等がとるべき行動 危険な場所から全員避難</li> <li>・ 災害の種類、発生場所・避難場所及び避難行動の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害、延焼火災等により、二次被害のおそれがある場合</li> </ul>

■避難情報の発令権者及び要件

発令権者	発令する要件	根拠法令
町長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指示：災害が発生又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</li> <li>○ 緊急安全確保：災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。</li> </ul>	災害対策基本法第 60 条第 1 項第 3 項
知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</li> </ul>	災害対策基本法第 60 条第 5 項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町長が、避難のための立ち退き避難又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。</li> <li>○ 町長から要求があつたとき。</li> </ul>	災害対策基本法第 61 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。</li> </ul>	警察官職務執行法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 136 号）第 4 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。</li> </ul>	自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号）第 94 条
知事又は知事の命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul>	水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 29 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul>	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 25 条
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul>	水防法第 29 条

(2) 避難情報の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難情報を解除する。

(3) 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命及び身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止及び退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、あるいは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
消防吏員 又は 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。町長若しくは町長の委任を受けた職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき若しくは消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(4) 避難情報等の伝達

ア 住民への伝達

事務局及び企画財政班は、避難情報を発令又は解除したときは、防災行政無線、広報車等により住民に伝達する。伝達に当たっては、警察、自治会及び自主防災組織等に協力を要請する。避難の措置を行った場合は、その内容を県、消防、警察、自衛隊等と相互に情報共有する。

## ■避難情報の内容

- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難情報の発令又は解除の理由
- その他必要な事項

### イ 県に対する報告

事務局は、避難情報を発令若しくは解除した場合、その旨を千葉県危機管理情報共有要綱（令和4年4月千葉県）に基づき、県災害対策本部事務局及び印旛地域振興事務所に報告する。

## 2 避難誘導等

### (1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、警察、消防組合及び消防団等が、自主防災組織等の協力により実施する。

### (2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、警察、消防組合、酒々井町社会福祉協議会、酒々井町地域包括支援センター、民生委員児童委員、消防団、自治会及び自主防災組織等の避難支援等関係者が支援して行うことを原則とする。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

### (3) 学校等施設における誘導

学校、社会教育施設及び保育園等の避難誘導は、各施設の管理者等が実施する。

## 3 避難所の開設

### (1) 開設避難所の決定

事務局は、災害の状況に応じて、住民の安全を確保するため、該当する地域において、開設する避難所を本部長に報告の上、決定し、避難所担当職員に指示を行い開設する。

事務局は、避難所開設の状況、避難者の有無を逐次県に報告する。また、指定緊急避難場所や指定避難所への避難が困難な場合、地元の集会所等を一時避難所として活用するよう自治会及び自主防災組織に働きかける。

## (2) 避難者の受け入れ

避難所担当職員は、施設管理者、自主防災組織と協力して避難所で避難者の受け入れを行い、避難者数等を確認し、事務局に報告する。

## 4 広域避難者の受け入れ

事務局は、避難所となる町施設の損壊等により避難者の収容が困難な場合は、県内市町村又は県に対して、町外への避難者の受け入れを要請する。

また、町外地域の被災により、県等を通じて避難者の受け入れの要請があった場合は、全庁的な体制をとり、公共施設、公営住宅の確保及び民間住宅の借り上げ等による滞在施設の確保、食料・物資等の供給、福祉、教育及び就業等の支援を行う。

## 5 避難所の運営

### (1) 避難所運営体制

#### ア 避難所運営

避難所の運営は、原則として自主防災組織等を中心とした避難者の自主運営にて行う。

避難所担当職員は、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自治会、自主防災組織等からなる避難所運営委員会の立ち上げを支援する。

特に、避難所運営委員会には、男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

また、運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、要配慮者や女性への配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努める。

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営、管理を分担する。

#### ■ 避難所運営の役割分担

区 分	担 当
避難所運営委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 運営方法等の決定</li><li>○ 生活ルールの作成</li><li>○ 避難者カード・名簿の作成支援</li><li>○ 町からの連絡事項の伝達</li><li>○ 食料・物資の配給</li><li>○ ボランティア等との調整</li><li>○ 避難者の要望等のとりまとめ</li></ul>
避難所担当職員	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難者カード・名簿の作成</li><li>○ 災害対策本部との連絡</li><li>○ 広 報</li><li>○ 施設管理者、ボランティア等との調整</li><li>○ 避難所運営記録</li><li>○ 食料・物資の管理</li><li>○ 避難運営の支援</li></ul>

## イ 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所運営委員会の協力を得て、避難した住民等に避難者カードを配布し、各世帯単位に記入するよう指示し、避難者名簿を作成する。さらに、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等（避難所外避難者）についても把握する。

## ウ 女性への配慮

避難所担当職員及び避難所運営委員会は、避難所運営に関する女性への配慮を行う。

### ■女性への配慮事項の例

区 分	内 容
避難所施設	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 物干し場、更衣室、授乳室、間仕切り</li><li>○ 乳幼児及び女性のための専用エリア</li><li>○ 男女別トイレの設置</li></ul>
運営管理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難所運営委員会への女性の参画</li><li>○ 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握</li><li>○ 女性用品（生理用品、下着等）の適切な配布</li><li>○ 女性相談窓口の設置、専門職と連携した心のケア・健康相談の実施</li><li>○ 専用エリア等の巡回警備</li></ul>

## エ 生活環境の整備

事務局、避難所担当職員は、避難生活が長期化する場合、基本的な生活環境の整備に努める。

また感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、要配慮者への配慮や性暴力・DVの発生を防ぐため、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランス等に配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等に努める。

### ■避難所の設備

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 炊き出しのための調理設備や器具</li><li>○ 燃 料</li><li>○ 洗濯機</li><li>○ 簡易ベッド、畳、パーティション</li><li>○ 仮設風呂、シャワー</li><li>○ 暖房機器</li><li>○ 扇風機等の冷房機器 等</li></ul>
--

## オ ペット同行避難への対応

ペットの同行避難に備えて、努めて避難所の屋内にペットのスペースを確保する。

ただし、原則として、避難者区画内へのペットの持ち込み（同伴避難）は禁止（盲導犬等の介助犬は除く。）し、ペットの飼養は、所有者の自己責任で管理、給餌、排泄物の清掃を行うことを基本とする。

経済環境班は、可能な限り町所有地の提供や広報等を行うとともに、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛保健所及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。

また、災害時動物救護活動マニュアルに基づき、県が千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、救護活動を実施する場合は、町所有地を提供するなど活動に協力するとともに、その旨の広報や相談等の対応にあたる。

## (2) 食料・物資の供給

避難所担当職員は、災害対策本部に確認の上、備蓄している食料・物資を避難者へ配布する。避難所開設の長期化に伴い、避難者などニーズを把握して、食料、生活必需品等の種類・必要量を経済環境班に要請する。避難所に供給された食料、物資の配分は、公平にゆきわたるよう留意するとともに、配分作業や保管について、避難所運営委員会に依頼する。

## (3) 要配慮者への支援

### ア 避難生活での配慮

避難所担当職員は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消などに配慮するとともに、避難所運営委員会の支援を受ける。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

健康福祉班は、福祉関係者と連携して、避難所を巡回し、相談や介護等の支援を行う。

### イ 福祉避難所の開設

健康福祉班は、避難生活が長期化する場合や一般の避難所での生活が困難な要配慮者に対しては、協定締結先、社会福祉施設、公共施設及び民間施設の借り上げ等により福祉避難所を開設し、収容する。

## 6 避難所外避難者への支援

### (1) 避難所外避難者の把握及び支援

事務局は、巡回や自治会及び避難所避難者からの情報から、在宅避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の避難者の所在やニーズ等の早期把握に努める。

避難所外避難者に対する食料・物資の供給は、近傍の避難所において行う。また、保健医療サービスの提供及び情報提供等必要な支援に努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援

のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

## (2) 町外避難者への対応

調査住民班及び企画財政班は、町外へ避難した住民の安否を把握するため、町外避難者に対し、避難先及び安否について町に連絡するよう、町ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、住民や自主防災組織の協力を得て町外避難者に関する情報を収集し、町外へ避難した住民の把握に努める。

必要により、県と連携して安否不明者の氏名情報の公表を行う。

## 7 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖は、事務局がライフライン復旧状況や避難者の退去や住まいの確保等、被災者の生活再建の目処が立った時点で、本部会議に諮り決定する。

閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告した上で、順次閉鎖する。

学校施設については、授業再開に必要となる教室等を優先し、閉鎖する。

## 第 1 1 節 医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班等により診療等を行う。

項目	担当
1 初動医療体制の確立	健康福祉班、印旛保健所（印旛地域合同救護本部）、町三師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部
2 医薬品・医療用資機材等の確保	健康福祉班、印旛保健所（印旛地域合同救護本部）、町三師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会
3 負傷者等の搬送	健康福祉班、消防組合、印旛保健所（印旛地域合同救護本部）
4 被災医療機関への支援	健康福祉班、印旛保健所（印旛地域合同救護本部）、町三師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会
5 継続的治療への対応	健康福祉班、印旛保健所（印旛地域合同救護本部）、町三師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会

### 1 初動医療体制の確立

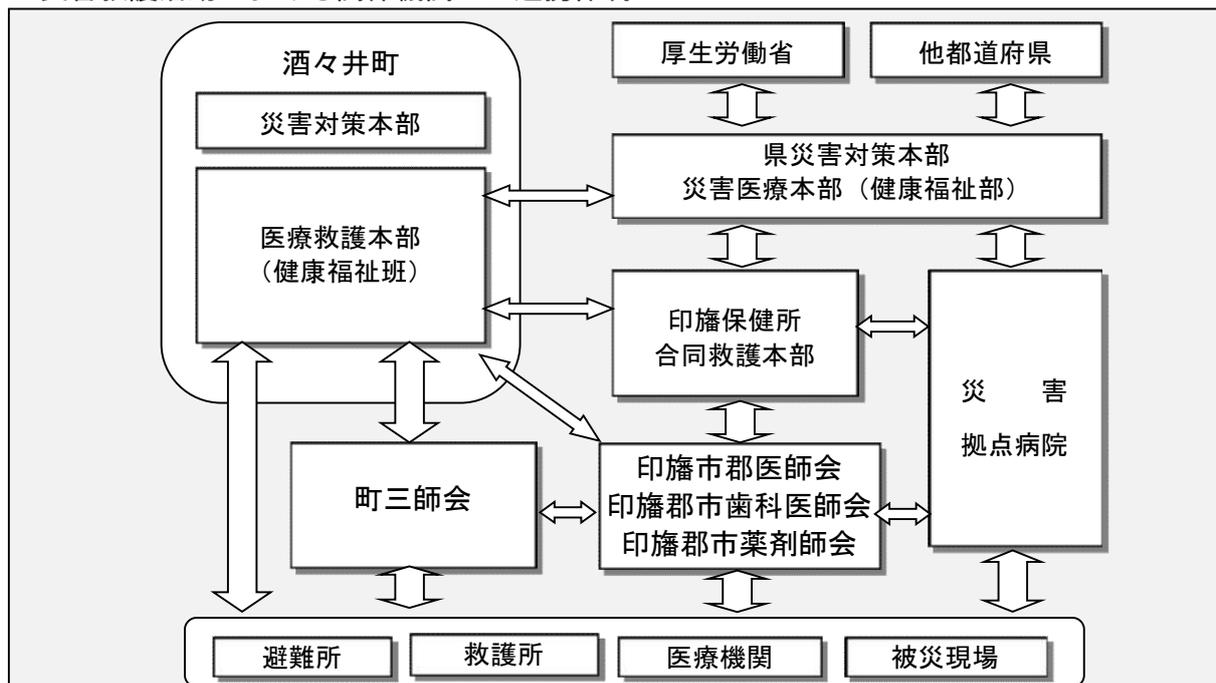
健康福祉班は、保健センターに救護本部を設置するとともに、町内医療機関の被災状況等の情報収集を行う。

必要に応じて、県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び災害時健康危機管理チーム（DHEAT）等の出動を要請する。

また、町三師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部長及び災害派遣福祉チーム（DWA T）に救護班の出動を要請する。

健康福祉班は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等及び応急医療に必要な資機材を搬送するとともに民間の病院と協議し、災害時における救護所の運営に努める。

## ■災害救護活動における関係機関との連携体制



### ■救護所設置場所

- 保健センター、必要により千葉しすい病院

### ■救護所での活動

- 負傷者の緊急度の判定（トリアージ）
- 傷病者に対する応急処置
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 軽症者等に対する医療
- 助産

## 2 医薬品・医療用資機材等の確保

健康福祉班は、救護のための医療器具・医療資機材等及び薬品を以下の手段で確保する。

- 印旛保健所（印旛地域合同救護本部）への要請並びに町三師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、薬品業者及び薬局等から調達する。
- 確保が困難な場合は、県を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。
- 災害当初は、医師、歯科医師等が携行した医薬品を使用する。  
（費用については、町が実費弁償する。）
- 飲料水、洗浄のための水の供給は、上下水道班に要請する。
- 輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

### 3 負傷者等の搬送

#### (1) 後方医療機関

健康福祉班は、救護所等では対応できないときは、近隣の後方医療機関に搬送する。

また、印旛地域合同救護本部を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受け入れを要請する。

#### ■後方医療機関（令和元年12月現在）

区 分		名 称
千葉県救急告示病院 (印旛保健所管内)		栗山中央病院、四街道徳洲会病院、成田富里徳洲会病院、成田病院、北総栄病院、聖隷佐倉市民病院、日吉台病院、千葉白井病院、白井聖仁会病院、大日徳洲会病院、佐倉中央病院、海保病院、新八街総合病院、北総白井病院、下志津病院、印西総合病院、佐倉整形外科病院
災害 拠点 病院	基幹災害医療 センター	日本医科大学千葉北総病院 (専用臨時ヘリポート)
	地域災害医療 センター	成田赤十字病院 (専用ヘリポート)
		国際医療福祉大学成田病院 (専用ヘリポート)
		東邦大学医療センター佐倉病院 (佐倉市王子台小学校)

#### (2) 搬送体制

救出現場から救護所又は病院までの重症者の搬送は、消防組合の救急車、健康福祉班が確保した車両等により行う。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、原則家族等が行う。家族等による搬送が困難な場合、自主防災組織、事業所等が搬送を支援する。

### 4 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限にとどめるための対策を講じる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資器材の不足等で機能が低下した場合は、災害対策本部（健康福祉班）に連絡し、協力を要請する。

健康福祉班は、町三師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び印旛郡市薬剤師会等に協力を要請し、積極的にこれに協力する。

### 5 継続的治療への対応

健康福祉班は、人工透析等継続的治療が必要な住民について、町三師会、印旛市郡医師会、印旛地域合同救護本部等に医療機関の被災状況及び対応の可否について確認し、透析患者等要配慮者へ情報を提供する。また、個人や家族での対応が困難な場合は、受け入れ可能な医療機関への移動を支援する。

## 第 1 2 節 清掃・災害廃棄物・環境対策

大規模災害時には、家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について定めるとともに、必要に応じて食中毒や感染症予防及び感染拡大防止等の対応を行う。

また、被災地におけるし尿、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

項目	担当
1 防疫活動	健康福祉班、印旛保健所、事務局
2 保健活動	健康福祉班、上下水道班、印旛保健所
3 し尿の収集・処理	経済環境班、印旛衛生施設管理組合
4 清掃・災害廃棄物処理	経済環境班、佐倉市、酒々井町清掃組合
5 障害物の除去	まちづくり班、上下水道班
6 環境汚染・健康被害の防止	経済環境班、県
7 動物対策	経済環境班、印旛保健所、千葉県動物愛護センター

### 1 防疫活動

健康福祉班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

特に指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理に努める。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、事務局と保健福祉班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### (1) 検病調査及び健康診断

印旛保健所及び健康福祉班は、医師会等の協力を得て避難所等において災害の規模に応じて検病調査を実施し、必要に応じて健康診断を実施する。

#### (2) 感染症患者への措置

健康福祉班は、印旛保健所の指示により、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、以下の措置をとる。健康福祉班は、これに協力する。

##### ■感染症患者等への措置

- 発生状況、動向及び原因の調査
- 健康診断・検査
- 就業制限
- 感染症指定医療機関等への入院勧告・移動
- 消毒の指導・指示等

### (3) 消毒の実施

健康福祉班は、災害により感染症が発生し又は発生のおそれのある地域や避難所・学校等公共施設等の消毒を行う。

消毒は、協定締結防疫事業者に要請又は防疫用資機材・薬剤を業者等から調達し行う。状況により自主防災組織等を通じて薬品を配布し住民により散布を行う。防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

### (4) 報告

健康福祉班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、印旛保健所に報告する。

## 2 保健活動

### (1) 被災者の健康管理

健康福祉班は、印旛保健所の協力を得て次の活動を行う。

#### ■ 感染症患者等への措置

- 要配慮者の健康把握
- 巡回による被災者の健康把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理
- 心のケア、食中毒、感染症の発生予防等
- 避難所等における健康相談  
(人・場所の支援、感染症予防、旅行者血栓症等の予防)

### (2) 飲料水の安全確保

上下水道班は、印旛保健所と連携して、飲料水に汚染のおそれがある場合は、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。

## 3 し尿の収集・処理

### (1) マンホールトイレの設置

経済環境班及び避難所担当職員は、小中学校及び中央台公園の既設のマンホールトイレを設置する。

### (2) 災害用仮設トイレの設置

経済環境班は、断水地域の避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、備蓄及びレンタル業者から確保する。

### (3) し尿の収集・処理

経済環境班は、し尿の収集を委託業者等に要請する。し尿収集が困難な場合は、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて、(一社)千葉県環境保全センターに協力を要請する。

印旛衛生施設管理組合は、収集したし尿を処理する。

### (4) 自宅トイレの活用

断水のためにトイレが使用できない場合は、携帯トイレ(便袋)を使用し自宅トイレで対応することとする。事務局は、平常時から備蓄に努める。

経済環境班は、災害時は、備蓄及び業者等から携帯トイレを確保し、必要に応じて住民へ配布する。

## 4 清掃・災害廃棄物処理

### (1) 災害廃棄物の処理

経済環境班は、酒々井町災害廃棄物処理計画に基づき人材確保、資機材の確保、発生量の推定を行うとともに、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて、民間事業者の協力を求める。

災害廃棄物を墨スポーツ広場等の仮置場として運搬し、分別を行い適正に処分する。

状況によっては、総合公園、上岩橋地先内の町所有地を活用する。なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理する。

### (2) 生活ごみの処理

生活ごみは、平常時と同様に各集積所に排出し、町が収集を行う。

経済環境班は、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定し、住民に周知する。

佐倉市酒々井町清掃組合は、生活ごみを処理する。

### (3) 県への事務委託

甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

### (4) 国における代替措置

大規模災害等により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受けた場合、環境大臣に対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第86条の5の規定に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を要請する。

## 5 障害物の除去

### (1) 住宅関係の障害物の除去

まちづくり班は、災害救助法に基づき、以下の対象者について応急的に障害物を除去する。障害物の除去は、建設事業者又は県を通じて、千葉県解体工事業協同組合に協力を要請する。

町で処理することが不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

#### ■住宅関係の障害物除去の対象者

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当面の日常生活が営み得ない状態にある者</li><li>○ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者</li><li>○ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者</li></ul> |
|--|

### (2) 道路上の障害物の除去

まちづくり班は、町道等の通行に支障を有する障害物を除去する。

除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。優先して復旧する町道は、1、2級幹線とする。

### (3) 河川関係の障害物の除去

まちづくり班及び上下水道班は、町管理の河川、排水路等の巡視を行い、障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

## 6 環境汚染・健康被害の防止

経済環境班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（令和5年4月環境省）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じてアスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し、注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物にアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97条）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 7 動物対策

### (1) 死亡家畜の処理

経済環境班は、北部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

## (2) 放浪動物への対応

経済環境班は、飼い主の被災等により遺棄又は逸走したペットが発生した場合は、印旛保健所、千葉県動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救護にあたる。また、逸走等が動物愛護法に規定される特定動物である場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

## 第 1 3 節 二次災害の防止

地震発生後の余震等による建築物・宅地やがけ地等の二次災害及び危険物漏洩等の二次災害による人的被害の防止対策を図り、住民の安全を確保する。

項目	担当
1 被災建築物の応急危険度判定	まちづくり班
2 被災宅地等の危険度判定	まちづくり班

### 1 被災建築物の応急危険度判定

被災建築物の応急危険度判定は、酒々井町被災建築物応急危険度判定震前判定計画に基づいて、次のように実施する。

#### (1) 判定実施体制

まちづくり班は、応急危険度を判定する被災建築物応急危険度判定実施本部を分庁舎 1 階まちづくり班執務室に設置し、調査区域の分担、マニュアル及びステッカー等の必要な判定資機材などの準備を行う。

また、地元の応急危険度判定の有資格者を確保するとともに、県に要請して、社団法人千葉県建築士会及び社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

#### (2) 判定の実施

判定は、被災建築物応急危険度判定マニュアル（平成 10 年 1 月日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

### 2 被災宅地等の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を確保するために被災宅地やこれらに被害を及ぼすおそれのある土地の危険度判定を行う。

まちづくり班は、被災宅地等危険度判定実施本部を分庁舎 1 階まちづくり班執務室に設置し、町外に支援を要請する場合は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

判定は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（令和 3 年 9 月被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、危険度判定結果は現地表示等を通じて所有者・管理者および周辺住民等へ周知する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、立ち入り禁止ロープの設置、使用禁止の標識設置等の措置を行う。

## 第 1 4 節 安否不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

大規模地震時には安否不明者、死者の発生が想定されることから、町は、関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索活動及び遺体の処理・埋葬を実施する。

項目	担当
1 安否不明者情報の収集	調査住民班、事務局
2 捜索活動	調査住民班、事務局、自治会・自主防災組織、消防組合、警察署、消防団、自衛隊、県
3 遺体の検視・検案・処理・埋葬	健康福祉班、調査住民班、警察署、印旛保健所、町医師会、町歯科医師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会

### 1 安否不明者情報の収集

災害により安否不明の状態にある者（行方不明者となる疑いのある者）を対象として捜索活動を実施する。

調査住民班は、安否不明者届出票及び捜索願等により、安否不明者の情報を収集し、安否不明者名簿を作成する。

事務局は、安否不明者名簿を、消防組合、警察及び自衛隊に提出し情報の共有を図る。

【様式 5-10】安否不明者届出票 参照

【様式 5-11】安否不明者名簿 参照

### 2 捜索活動

事務局は、安否不明者の捜索について、消防組合、警察、消防団、自治会及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

災害により所在不明となり、死亡又は生き埋め等で状態にある者で、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の行方不明者の捜索は、消防団、警察、消防組合及び自衛隊等が連携して実施する。

調査住民班は、捜索箇所が多数存在する場合、また活動が長期間に及ぶ場合は、安否不明者に関する相談窓口を設け、問合せ等に対応する。

また迅速な安否確認や救出・救助活動を行うため、安否不明者の氏名情報（氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況）について原則公表する。その際、県との連携を図るとともに、公表に特別な配慮が必要な住民に留意する。

### 3 遺体の検視・検案・処理及び埋葬

#### (1) 遺体の安置・処置

##### ア 遺体安置所の開設

健康福祉班は、町に引き渡された遺体を安置するために、被災状況により町公共施設を選定し、遺体安置所を開設する。

遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は、葬儀業者等から確保する。

## イ 遺体の検視、検案及び処理

健康福祉班は、警察署と調整し検視を依頼するとともに、印旛保健所、町医師会、町歯科医師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び日本赤十字社千葉県支部等に検案医師等の派遣を要請する。

遺体の検視、検案及び処理は、町が指定する遺体安置所で行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合及び消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は、遺族へ引き渡す。

### ■遺体の処理

種 類	内 容
遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合及び消毒等の措置を行う。
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体、又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検 視	検視官（警察官）が身元確認、犯罪性の有無の視点から、死亡の状況や死因調査を行うこと。
検 案	監察医（検案医）が、死因その他の医学的検査をする。

【様式 5-12】 氏名札、遺体処理票、遺留品処理票 参照

【様式 5-13】 遺体処理台帳 参照

## (2) 遺体の搬送

安置された遺体の搬送は、遺族が行うことを原則とする。健康福祉班は、遺族による遺体の搬送が困難な場合、葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。

## (3) 遺体の埋葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

【資料 5-14】 埋葬・火葬台帳 参照

### ア 埋葬の受け付け

調査住民班は、住民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

### イ 埋 葬

遺体は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合火葬場で火葬する。健康福祉班は、遺体が多数のため対応できないときは、千葉県広域火葬計画に基づき、県に広域応援要請を行う。

## (4) 遺骨の保管

健康福祉班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管し、酒々井町行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則（平成 19 年 1 月 5 日酒々井町規則第 1 号）により扱う。

## 第15節 ライフライン施設等の応急対策

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすため、町及び各ライフライン施設の関係者は、連携を図りながら、各施設の応急復旧体制を確立し、迅速・的確に応急復旧を実施する。

項目	担当
1 上水道施設	上下水道班
2 下水道施設	上下水道班
3 電力施設	事務局、企画財政班、東京電力パワーグリッド株式会社
4 ガス施設	事務局、企画財政班、東京ガスネットワーク株式会社、LPガス販売者
5 通信施設	事務局、企画財政班、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
6 道路・橋梁	まちづくり班、道路管理者
7 鉄道施設	企画財政班、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社
8 公共施設	関係各班

### 1 上水道施設

上下水道班は、飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。

町の体制で早期の応急給水、応急復旧が困難と判断される場合、漏水修理当番業者や町指定給水装置工事事業者や千葉県水道災害相互応援協定に基づき、県企業局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧にあたっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧の優先順位は以下のとおりである。

#### ■上水道施設の復旧の優先順位

- 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- 主要な送・配水管及び病院や避難所等の応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

### 2 下水道施設

上下水道班は、下水道施設に被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

応急復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。

### 3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害発生時には設備被害状況を把握し、復旧対策を講じる。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページやテレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて、電気に関する注意事項について広報活動を実施するとともに、必要に応じて広報車等により直接該当する地域へ周知する。

事務局及び企画財政班は、東京電力パワーグリッド株式会社と連携し、被害状況を把握するとともに、被害状況や復旧情報の提供等の応急対策に努める。

なお、復旧等に当たっては、町と東京電力パワーグリッド株式会社が締結している『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』及び3つの覚書に基づき実施する。

### 4 ガス施設

東京ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式会社及びその他ガス事業者は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

事務局及び企画財政班は、東京ガス株式会社及びその他ガス事業者と連携し、被害状況を把握するとともに、被害状況や復旧情報の提供等の応急対策に努める。

### 5 通信施設

東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ及びテレビ等によって以下の事項を利用者に周知する。

#### ■電話に関する広報事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 通信途絶、利用制限の理由と内容</li><li>○ 災害復旧措置と復旧見込み時期</li><li>○ 通信利用者に協力を要請する事項</li><li>○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害伝言板（Web171）の提供開始</li></ul> |
|--|

事務局及び企画財政班は、東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者と連携し、被害状況を把握するとともに、被害状況や復旧情報の提供等の応急対策に努める。

## 6 道路・橋梁

県等の道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

このため、迂回路の選定あるいは通行の禁止、又は制限等の措置等利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急措置を行う。

まちづくり班は、所管する道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

## 7 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社は、災害時に乗客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた計画により、次の措置を行う。

企画財政班は、東日本旅客鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社と連携し、被害状況を把握するとともに、被害状況や復旧情報の提供等の応急対策に努める。

### (1) 運転規制及び施設の応急措置

震度によって列車の抑止又は速度規制を行い、施設の点検を実施し、安全を確認した後、運転再開等の措置をとる。

火気器具の点検、初期消火を行うとともに、駅等に配置してある防災器具を操作する。

### (2) 乗客の安全確保

駅においては、あらかじめ指定された避難場所に混乱の生じないように誘導する。

列車においては、長時間停車が見込まれる時は、安全に注意して降車させる。なお乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

駅員、乗務員が警察署、消防署との協力のもとに、救出、救護活動を行う。

関係機関と連絡を取り、可能な限り地震その他の情報を収集し、乗客に提供する。

## 8 公共施設

関係各班は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

## 第 16 節 学校等における児童生徒の安全対策

大規模地震時、保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、小学校及び中学校の施設管理者は、直ちに園児、児童及び生徒の安全を確保するとともに、施設の被害状況を調査する。

項目	担当
1 学校等における対策	こども班、学校教育班
2 応急保育	こども班、各保育園等
3 応急教育	学校教育班、各学校等
4 社会教育施設等の対策	生涯学習班

### 1 学校等における対策

#### (1) 体制の確立

園長及び学校長は、学校における地震防災マニュアル（平成 24 年 5 月千葉県）等を活用した防災体制を確立するとともに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、本計画に定められた被災のおそれのある地域の要配慮者利用施設の指定を受けた施設は、避難確保計画を作成するものとする。

#### (2) 園児、児童及び生徒の安全確保

園長及び学校長は、地震が発生した場合、学校における地震防災マニュアルに基づき、情報を収集するとともに園児、児童及び生徒の安全を確保する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難場所に避難誘導をする。

園児、児童及び生徒は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

こども班及び学校教育班は、学校等からの報告に基づき園児、児童及び生徒の安否情報を把握する。

#### (3) 施設の被害調査

園長及び学校長は、施設の被害状況等について調査する。こども班及び学校教育班は、学校等からの報告に基づき施設の被害状況について把握する。

#### (4) 安否の確認

各学校等の教職員は、休日、夜間に地震が発生した場合、園児、児童及び生徒の安否を確認する。こども班及び学校教育班は、安否情報について把握する。

## (5) 避難所開設・運営支援

施設管理者である学校長は、災害対策本部による避難情報の発令に応じて、町から派遣された避難所担当職員に協力し、施設の安全確認、避難所の開設を行い、避難所担当職員及び自主防災組織等と連携して避難者の受け入れを支援する。

また、施設管理者及び施設職員は、避難所運営委員会による避難所運営を支援する。

## 2 応急保育

こども班は、保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、臨時的な保育園を設ける等応急保育を実施する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園と調整のうえ、保育する。

また、被災者を支援するため、被災者の小学生未満の子を一時的に預かる応急保育を実施する。

## 3 応急教育

### (1) 応急教育の実施

学校長等は、被災状況により臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校教育班は、他市町村へ避難する児童生徒等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難地域ごとに児童生徒等の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

### (2) 健康管理

当該学校医、養護教諭等は、原則として校内における児童生徒等の救護を行う。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

学校教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童生徒等に対し感染症の予防接種並びに健康診断、こころのケアについて、健康福祉班、印旛保健所、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

### (3) 避難所との区分

学校教育班及び学校長等は、避難スペースと教育の場を区分し、学業や避難生活相互の妨げにならないように配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、できる限り早い段階での授業再開に努める。

#### (4) 学校給食の措置

学校教育班は、学校給食施設の被害状況を把握し、既存施設において学校給食の調理ができない場合や各学校への配送ができない場合は、臨時的な簡易給食等による学校給食の再開を目指す。

また、災害等により学校給食の提供ができない場合は、酒々井町学校給食費に関する条例施行規則第10条の規定より、学校給食費の徴収額の調整を行う。

#### (5) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

学校教育班は、災害により学用品等を失った児童生徒を把握し、必要な教材、学用品を給与する。

### 4 社会教育施設等の対策

#### (1) 社会教育施設の応急措置

生涯学習班は、災害が発生したときは、利用者を安全な場所に誘導する。未成年者の場合は、一時保護又は避難所にて保護者に引き渡す。

社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。

また、避難情報の発令に応じて、避難所担当職員とともに施設の安全確認、避難所の開設を行い、避難所担当職員及び自主防災組織等と連携して避難者の受け入れを行う。

また、施設管理者及び施設職員は、避難所運営を支援する。

#### (2) 文化財の確認

所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、被害状況を速やかに調査し、その結果を、町指定及び登録の文化財は生涯学習班に、国、県指定及び登録の文化財は、生涯学習班を經由して県教育委員会に報告する。

## 第 17 節 住宅対策

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予及び現物支給等）の適用の判断材料として幅広く活用されている。そのため、町長は、災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

項目	担当
1 住家の被災調査・罹災証明書の発行	調査住民班、まちづくり班、消防組合
2 住宅の応急修理	まちづくり班
3 応急仮設住宅の供給	まちづくり班

### 1 住家の被災調査・罹災証明書の発行

#### (1) 住家の被災調査

##### ア 調査方法

調査住民班及びまちづくり班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、被災住家を対象に被災調査を行う。

調査住民班及びまちづくり班は、住家被害調査実施本部を中央庁舎 1 階調査住民班執務室に設置し、調査区域の分担、資機材等の準備を行う。

なお、被災調査は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 3 年 3 月内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防組合が消防法に基づき、火災調査を行う。

##### ■地震による住家被害調査の概要

区分	内容
1 次調査	○ 外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
2 次調査	○ 第 1 次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 ○ 第 2 次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	○ 被災者から再調査の依頼があった場合、被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施する。

【参照】災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 3 年 3 月内閣府）

## イ 被害認定調査に当たって留意すべき事項

### ■留意すべき事項

- 被害認定調査の判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となるため、十分な枚数を撮影するとともに、平時から住民に対して、被害認定調査の前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存することを周知する。
- 住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から町に住家被害等の第2次調査や再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知する。
- 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

## (2) 罹災証明書等の交付

調査住民班は、家屋の被害調査の結果に基づき、中央庁舎1階調査住民班執務室において、罹災証明書を交付する。また、火災の証明については、消防組合の火災原因損害調査に基づき消防署で交付する。

なお、調査住民班は、罹災証明書の対象とならない建物や家財などについて被災の届出がなされたことを証明する被災証明書についても、中央庁舎1階調査住民班執務室において交付する。

## 2 住宅の応急修理

### (1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、次のとおりとする。

まちづくり班は、住宅の応急修理の申し込みを受け付け、対象者の要件の確認等により対象者を選定する。

### ■応急修理の対象者

- 一部損壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受けて、自己の資力では応急修理ができないこと（一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。）。
- 応急修理を行うことによって、避難の必要がなくなること。
- 災害救助法に基づく応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと。

### (2) 応急修理の実施

応急修理は、居室、トイレ及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により町が実施する。

町で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

### 3 応急仮設住宅の供給

#### (1) 応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。

##### ア 実施機関

(7) 応急仮設住宅の供与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長は知事を補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

(4) 町のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### イ 供与の方法

###### (7) 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

###### (4) 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

#### (2) 応急仮設住宅の建設

##### ア 需要の把握

まちづくり班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、災害相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

##### ■応急仮設住宅の入居対象者

###### 【原則】

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）

###### 【個別協議が必要な場合】

半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難の長期化が見込まれるなどの全壊相当の場合

※ 住民登録の必要はなく、町に居住していることが明らかな者

##### イ 用地確保

まちづくり班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。

## ■ 応急仮設住宅建設予定地

- 酒々井小学校
- 酒々井中学校
- 中央台公共用地
- 昭和公園
- 上岩橋地先

## ウ 建設

まちづくり班は、千葉県応急仮設住宅マニュアル（平成 26 年 4 月千葉県）に基づき仮設住宅を建設する。応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、高齢者等の要配慮者に対しては、数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造を有する施設（福祉仮設住宅）を、状況に応じて設置する。

## エ 管理

まちづくり班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

## 第18節 ボランティアへの対応

大規模災害時における災害応急対策には多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。被災住民の多種多様な需要に対応するため、ボランティアの受け入れ体制づくりと、円滑なボランティア活動のできる環境づくりを行う。

項目	担当
1 ボランティア受け入れ	事務局、酒々井町社会福祉協議会
2 ボランティア活動支援	事務局、酒々井町社会福祉協議会

### 1 ボランティア受け入れ

#### (1) 災害ボランティアセンターの設置

事務局は、災害ボランティアセンターの設置について、酒々井町社会福祉協議会と協議の上、必要と認める場合は、酒々井町社会福祉協議会に要請を行うとともに、ボランティア活動と救助の調整事務について、委託契約を締結し、その運営を支援する。

#### (2) ボランティアの受け入れ

専門分野及び一般分野での活動を希望する個人及び団体は、災害ボランティアセンターの受付において登録する。登録の際には、活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を町ボランティアセンターと調整の上、派遣する。

#### (3) ボランティアへの支援ニーズの把握

事務局は、酒々井町社会福祉協議会と連携し、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

#### ■ボランティアの協力を得て実施する活動内容

- 専門分野
  - ・ 救護所での医療救護活動
  - ・ 被災建築物応急危険度判定
  - ・ 被災宅地危険度判定
  - ・ 外国語の通訳、情報提供
  - ・ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
  - ・ 被災者への心理治療

- ・ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ・ その他専門的知識、技能を要する活動等
- 一般分野
  - ・ 避難所の運営補助
  - ・ 炊き出し、食料等の配布
  - ・ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
  - ・ 高齢者や障害者等要配慮者の介護
  - ・ 被災地・被災家屋の清掃、がれきの片づけなど
  - ・ がれき置き場の運営支援
  - ・ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
  - ・ その他被災地における軽作業等

#### (4) ボランティアの呼びかけ

事務局及び酒々井町社会福祉協議会は、インターネットやテレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関に加え、ボランティア団体やNPO法人等の関係団体や自治会等を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

## 2 ボランティア活動支援

ボランティア自身の食事や宿泊場所については、原則としてボランティア自身が対応する。

酒々井町社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの活動と調整事務に要する費用は、町が実費弁償する。（災害救助法が適用された場合は、国庫負担となる。）

## 第 19 節 要配慮者への支援

災害時は、要配慮者にとって、多くの困難が発生するため、町、防災関係機関及び地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。町及び避難支援等関係者は、地域の要配慮者の安否確認、避難所への避難誘導及び安全確保を実施する。

項目	担当
1 避難行動要支援者の避難支援	健康福祉班、警察署、消防組合、消防団、酒々井町社会福祉協議会、酒々井町地域包括支援センター、民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者
2 被災要配慮者への支援	健康福祉班、まちづくり班
3 社会福祉施設入所者等への支援	健康福祉班、施設管理者

### 1 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の安否確認及び避難支援は、「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱に基づき行う。

#### (1) 体制の確立

健康福祉班は、平常時から、避難支援者となる関係機関・団体及び地域住民等と連携し、支援体制を確立する。

#### (2) 情報伝達

健康福祉班は、避難行動要支援者、避難支援者に対し、次の方法で情報伝達する。緊急の場合や情報伝達手段がない場合は、健康福祉班及び避難支援者は、状況に応じて、直接訪問等により情報伝達する。

##### ■情報伝達手段

- 防災行政無線（しすいメール配信サービス）
- 電 話
- F A X
- 緊急速報メール
- 放送事業者への情報提供
- 消防団等による広報

## 2 被災要配慮者への支援

### (1) 避難所における支援

健康福祉班は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、社会福祉団体、自治会及び福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

#### ア 資機材、生活必需品、食料等の確保

要配慮者に対応した多目的トイレ、仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、食料、介護ケア用品及び間仕切りなどの必要な資機材の確保に努める。

#### イ 専門家の確保

必要なケアサービスを確認し、保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者及び語学通訳者等の医療・保健・福祉等の専門家の確保に努める。

#### ウ 移送者の検討

健康福祉班は、保健師等と連携し、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所、社会福祉施設及び病院への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所等への移送を検討する。

### (2) 福祉避難所の開設

健康福祉班は、避難生活が長期化する場合、町内の特別養護老人ホーム等社会福祉施設の協力を得て福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を收容する。

開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

### (3) 避難所から福祉避難所への移送

健康福祉班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

また、地域の避難支援者等に対し、移送支援を要請する。

### (4) 社会福祉施設等への入所

健康福祉班は、避難生活が困難な要配慮者を、社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受け入れを要請する。

## (5) 被災した要配慮者の生活確保

健康福祉班及びまちづくり班は、応急仮設住宅への入居は、要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の設置等について検討する。

健康福祉班は、被災した要配慮者の生活支援として、被災地、避難所及び仮設住宅において、保健師、社会福祉士、介護福祉士及び児童相談員等の専門家による相談等を行う。

## (6) 在宅の要配慮者への支援

健康福祉班は、福祉関係団体、自治会及び福祉ボランティア等と協力し、在宅の要配慮者における被災状況を把握するとともに、必要に応じ、医療・保健・福祉等の専門家等と連携し、訪問等の支援を行う。

# 3 社会福祉施設入所者等への支援

各施設管理者は、平常時から入所者、利用者及び職員の安全確保や支援について、取り決めておくものとする。特に、水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、本計画に定められた被災のおそれのある地域の要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成する。

## (1) 安全確保

各施設管理者は、災害時、入所者・利用者の安全を確保するとともに安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

健康福祉班は、社会福祉施設に負傷者が発生し、避難等の支援を行う。

## (2) 施設における生活の確保

健康福祉班は、災害時、ライフライン等が断たれ、社会福祉施設において食料、飲料水及び生活必需品等が供給できなくなり、入所者に支障をきたす場合、必要な支援を実施する。

## 第20節 帰宅困難者への支援

大規模地震が発生した場合、町内4駅の利用者及びアウトレット等の大規模集客施設の利用者が、町内で帰宅困難（滞留者）となる可能性がある。

このような帰宅困難者に対応するためには、町内の各事業者、学校等と協同して、帰宅困難者の発生を抑止するための取り組みを推進するとともに、帰宅困難者の安全の確保に努める。

項目	担当
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	事務局、企画財政班、経済環境班及び教育部
2 施設管理者等の対応	事業所、学校、大規模集客施設、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社
3 帰宅困難者の把握と情報提供	事務局、企画財政班
4 一時滞在施設の開設及び誘導	事務局
5 徒歩帰宅支援	企画財政班
6 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	事務局、健康福祉班

### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、事務局、企画財政班、経済環境班及び教育部は、電話連絡や各種広報手段等を活用して、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

### 2 施設管理者等の対応

#### (1) 施設内待機

企画財政班、経済環境班及び教育部は、事業所及び学校等に対し、従業員、顧客、園児、児童生徒並びに施設の被害状況の確認及び災害関連情報を収集し、安全な場所への避難を促す。

#### (2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設、東日本旅客鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社は、管理する施設の安全及び報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所で保護するとともに、保護した利用者を町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

### 3 帰宅困難者の把握と情報提供

事務局は、各班からの情報を取りまとめ大規模集客施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。

また、企画財政班と連携し、地震に関する情報、町が把握した広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し、情報提供を行う。

### 4 一時滞在施設の開設及び誘導

#### (1) 一時滞在施設の開設

事務局は、プリミエール酒々井（文化ホール）等の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、駅、大規模集客施設、学校及び事業者等へ情報の提供を行う。

#### (2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設で保護された利用者や駅等の滞留者は、原則、各事業者が町と連携して一時滞在施設へ誘導する。

### 5 徒歩帰宅支援

事業所等や一時滞在施設にとどまった帰宅困難者等は、交通機関の運行再開や幹線道路の安全が確認された後、帰宅を開始することになる。

その際、企画財政班及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報等についてホームページ等を活用し提供する。

また、関係機関と連携して防災行政無線（しすいメール配信サービス）や広報車等を活用し、情報を提供する。

### 6 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩帰宅が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となる。

事務局及び健康福祉班は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

# 酒々井町地域防災計画

## 災害応急対策編

### 第2章 風水害対策計画

# 第2章 風水害対策計画

## 第1節 災害応急活動体制

町の風水害に関する応急対策活動は、気象情報によりあらかじめ予測できることから、先行的に体制を確立し、関係機関と連携するとともに、町域の気象状況や被害状況を収集・共有し応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努める。

項目	担当
1 災害応急活動体制	各班
2 情報収集体制	各班
3 警戒体制	各班
4 非常体制	各班
5 動員・配備	各班
6 災害対策本部の設置	各班
7 災害対策本部解散後の体制	各班

### 1 災害応急活動体制

#### (1) 配備基準等

町における風水害対策に係る活動体制及び配備基準等は、次ページのとおりである。

#### (2) 職員の服務

すべての職員は、以下の事項を遵守する。

- 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長に連絡し、常に所在を明確にしておく。
- 不急の行事、会議及び出張等を中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- 災害現場に出動する場合は、町の腕章及び名札を着用する。
- 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払う。

#### (3) 職員の配置

各課長は、災害対策の事務分掌に基づき、職員の参集状況に応じて、以下の点に留意して組織の編成及び職員の配置を行う。

- 所属先以外の施設に参集した職員の活動
- 職員の交替時期・方法
- 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

課長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行する。

各課長は、災害の状況により参集している所属職員以上の職員が必要と認める場合は、くらし安全協働課を通じて他課の職員の応援協力を求める。くらし安全協働課は、各課からの職員の応援協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各課と協議のうえ、職員の応援協力体制を調整する。

## ■【風水害対策】活動体制と配備基準等

活動体制	配備区分	配備基準	活動内容	配備体制
情報収集体制	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の気象情報が発表され、かつ、警報に切り替わる可能性が高く、町長が必要と認めたとき。</li> <li>▪ 大雨注意報</li> <li>▪ 洪水注意報</li> <li>▪ 大雪注意報</li> <li>▪ 強風注意報</li> <li>▪ 風雪注意報</li> <li>▪ 氾濫注意情報</li> <li>▪ 竜巻注意情報</li> <li>○ その他状況により、町長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の収集及び伝達</li> <li>○ 町域の情報収集</li> <li>○ 関係機関への連絡</li> <li>○ 災害に対する注意及び警戒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ くらし安全協働課長を本部長とする災害警戒本部を設置</li> <li>○ 配 備 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ くらし安全協働課</li> <li>▪ 総務課長</li> <li>▪ まちづくり課長</li> <li>▪ 上下水道課長</li> <li>▪ 健康福祉課長</li> <li>▪ その他災害警戒本部長が必要に応じて指示</li> </ul> </li> </ul>
警戒体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の警報が発表され、町長が必要と認めたとき。</li> <li>▪ 大雨警報（土砂災害）</li> <li>▪ 大雨警報（浸水害）</li> <li>▪ 洪水警報</li> <li>▪ 大雪警報</li> <li>▪ 暴風警報</li> <li>▪ 暴風雪警報</li> <li>▪ 氾濫警戒情報</li> <li>○ 深夜から明け方に上記の警報等の発表が予想されるとき。</li> <li>○ 町域が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。（暴風域に入る確率が70%以上）</li> <li>○ その他状況により、町長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の収集及び伝達</li> <li>○ 町域の情報等の収集及び伝達</li> <li>○ 関係機関への連絡</li> <li>○ 災害対応の準備及び予防処置</li> <li>※ 避難情報の発令、応急対策活動を行う場合は、非常体制に移行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ くらし安全協働課長を本部長とする災害警戒本部を設置</li> <li>○ 配 備 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ くらし安全協働課及び自主避難所担当職員</li> <li>▪ 総務課長</li> <li>▪ まちづくり課長</li> <li>▪ 上下水道課長</li> <li>▪ 健康福祉課長</li> <li>必要により、指定避難所担当職員その他災害警戒本部長が必要に応じて指示</li> </ul> </li> </ul>
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町域に次の特別警報等が発表され、被害の発生又は発生するおそれがあるときに、本部長が必要と認めたとき。</li> <li>▪ 大雨特別警報（土砂災害）</li> <li>▪ 大雨特別警報（浸水害）</li> <li>▪ 大雪特別警報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難情報の発令</li> <li>○ 災害に対する応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町長を本部長とする災害対策本部を設置</li> <li>○ 配 備 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 本部員</li> <li>▪ 事務局</li> <li>▪ 各部署は、必要な応急対策活動を行える体制とし、参集人員</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴風特別警報</li> <li>・ 暴風雪特別警報</li> <li>・ 記録的短時間大雨情報</li> <li>・ 顕著な大雨に関する情報</li> <li>・ 土砂災害警戒情報</li> <li>・ 氾濫危険（発生）情報</li> </ul> <p>○ 町域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。</p> <p>○ 深夜から明け方に上記の特別警報に至る可能性が高いとき、暴風域が通過するとき</p> <p>○ その他状況により、本部長が必要と認めたとき。</p>	○ 第2配備に移行できる体制	<p>は、あらかじめ各班長（課長）が指定</p> <p>○ 指定避難所担当職員</p>
第2配備	<p>○ 町域に大規模な被害が発生又はおそれのあるとき。</p> <p>○ その他状況により本部長が必要と認めたとき。</p>	○ 災害に対する必要な応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報）	<p>○ 町長を本部長とする災害対策本部を設置</p> <p>○ 配備全職員</p>

※ 活動体制と配備区分の決定に当たっては、気象庁の発表する「早期注意情報（警報級の可能性）」及び「危険度分布（キキクル）」を活用する。

## 2 情報収集体制

情報収集体制は、平常時の体制で、気象情報や警報に切り替わる可能性が高い場合に「注意配備」が適用され、気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、関係機関との連絡等の活動を行う。

### (1) 活動概要

くらし安全協働課は、防災関係機関との連絡体制、情報収集体制を維持する。

#### ■情報収集体制の活動概要

配備区分	活動内容	指揮者	配備体制
注意配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報の収集・伝達</li> <li>○ 町域の巡回による情報収集・伝達（道路、河川、排水路、土砂災害警戒区域等）</li> <li>○ 関係機関への連絡</li> <li>○ 必要により、防災行政無線等による住民への周知</li> </ul>	くらし安全協働課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ くらし安全協働課</li> <li>○ 総務課長</li> <li>○ まちづくり課長</li> <li>○ 上下水道課長</li> <li>○ 健康福祉課長</li> <li>○ その他災害警戒本部長が必要に応じて指示</li> </ul>

## (2) 活動組織

災害警戒本部を設置し、くらし安全協働課、総務課、まちづくり課、上下水道課及び健康福祉課の職員をもって活動する。

## (3) 情報収集体制の解除・移行

くらし安全協働課長は、気象庁の発表する早期注意情報（警報級の可能性）が「高」から「中」に、また危険度分布「警戒」から「注意」に切り替わり、災害が発生するおそれがないと判断したとき又は情報収集体制における活動が完了したと判断したときは、町長に報告の上、情報収集体制を解除する。

また、くらし安全協働課長は、警戒配備の配備基準を満たす状況になったと考えられる場合又は予測される場合は、町長に報告の上、警戒配備に移行する。

## 3 警戒体制

警戒体制は、平常時の体制で、警報が発表されたとき、深夜から明け方に警報等の発表が予想される時及び町域が台風の暴風域に入ることが見込まれる時（暴風域に入る確率が70パーセント以上）に「警戒配備」が適用され、気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、関係機関との連絡及び災害予防等の活動を行う。

### (1) 活動概要

各課は、関係機関との連絡体制、情報収集体制を維持する。

#### ■警戒体制の活動概要

配備区分	活動内容	指揮者	配備体制
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 気象情報の収集・伝達</li><li>○ 町域の巡回による情報収集・伝達（道路、河川、排水路、土砂災害警戒区域等）</li><li>○ 関係機関への連絡</li><li>○ 災害対応の準備及び予防処置</li><li>○ 必要により、自主避難所の開設</li><li>○ 非常体制に移行できる体制</li></ul>	くらし安全協働課長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ くらし安全協働課</li><li>○ 総務課長</li><li>○ まちづくり課長</li><li>○ 上下水道課長</li><li>○ 健康福祉課長</li><li>○ 必要により、指定避難所担当職員</li><li>○ その他災害警戒本部長が必要に応じて指示</li></ul>

## (2) 活動組織

災害警戒本部を設置し、くらし安全協働課、総務課、まちづくり課、上下水道課及び健康福祉課の職員をもって活動する。

## (3) 警戒体制の解除・移行

くらし安全協働課長は、気象庁の発表する警報が解除され、災害が発生するおそれがないと判断したとき又は警戒体制における活動がおおむね完了したと判断したときは、町長に報告の上、警戒体制を解除あるいは、情報収集体制に移行し体制を維持する。

また、くらし安全協働課長は、非常体制の配備基準を満たす状況になったと考えられる場合、又は予測される場合は、町長に報告の上、非常体制に移行する。

## 4 非常体制

非常体制は、気象情報や被害状況に応じて「第1配備」又は「第2配備」が適用され、災害対策本部を設置し、本部会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

この際、災害発生前に住民の避難が完了させる等気象情報に基づき、先行的に避難情報を発令するとともに、活動体制を確立する。

### (1) 活動概要

非常体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。

#### ■非常体制の活動概要

配備区分	活動内容	指揮者	配備体制
第1配備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難情報の発令</li><li>○ 災害に対する応急対策活動</li><li>被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報</li><li>○ 第2配備に移行できる体制</li></ul>	本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本部員</li><li>○ 事務局</li><li>○ 各部は、必要な応急対策活動を行える体制とし、その参集人員は、あらかじめ各班長（課長）が指定</li><li>○ 指定避難所担当職員</li></ul>
第2配備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大規模な災害に対する応急対策活動</li><li>被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報</li><li>○ 町の組織及び機能の全てをもって対応する。</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>○ 全職員</li></ul>

## (2) 活動組織

非常体制の配備区分は「第1配備」及び「第2配備」とし、災害対策本部を設置して活動する。

災害対策本部の組織及び各班の事務分掌は、「第1章 第1節 第4号 非常体制第(2)項 活動組織」を準用する。

## 5 動員・配備

### (1) 配備の決定

くらし安全協働課長から町長へ情報を報告し、町長が配備を判断する。

### (2) 動員の方法

勤務時間内は、総務班により庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各班長は、この情報に基づき、配備区分に応じた職員の動員・配備を行う。

勤務時間外及び休日に災害が予測される場合は、気象情報に応じて各各班の応急対策活動を行う職員を動員又は待機させる。

(3) 動員報告、消防団員の動員は、「第1章 第1節 第5号 動員・配備」を準用する。

## 6 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、「第1章 第1節 第6号 災害対策本部の設置」を準用する。

## 7 災害対策本部の解散

災害対策本部の解散は、「第1章 第1節 第7号 災害対策本部の解散」を準用する。

## 第2節 情報の収集・伝達

低気圧や台風の接近等により風水害の発生が予想されるときに、銚子地方気象台から発表される防災気象情報は、県から町に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。警報発表から間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、住民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

項目	担当
1 風水害に関する情報の収集	事務局、まちづくり班、県、銚子地方気象台
2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等	事務局、銚子地方気象台
3 土砂災害警戒情報等	事務局、県、銚子地方気象台
4 通信手段の確保	事務局
5 通信施設が使用不能となった場合の措置	事務局
6 被害情報の収集・報告	事務局、各班
7 災害報告	事務局

### 1 風水害に関する情報の収集

町は、風水害の警報、発生に関する情報の収集は、事務局が一元的に収集する。

また、水防警報や水位情報について、県ホームページ等で利根川、高崎川及び印旛沼の水位情報を収集するとともに中川、馬橋川等の水位情報を収集する。

#### ■風水害に関する情報の収集

区分	内容
銚子地方気象台からの防災気象情報	○ 大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに気象庁から発表されるキキクル（浸水害、土砂災害、洪水の危険度分布）等の気象情報及び銚子地方気象台から発表される気象情報（特別警報、警報、注意報等）について、千葉県防災行政無線、インターネット、NTTからのFAX（警報のみ。）及びテレビ・ラジオを通じて入手する。
水位・雨量情報	○ 利根川、高崎川及び印旛沼の水位情報並びに銚子地方気象台が発表する雨量情報を収集・整理する。
巡回パトロール情報	○ 町域の河川や水路及び土砂災害警戒区域等の巡回パトロールを実施する。
被害情報等	○ 巡回パトロール情報にあわせ、119番通報の状況等消防組合等の把握している情報を入手するとともに、警察署とも連絡を取り、町の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。



(2) 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

銚子地方気象台が発表する注意報・警報及び特別警報の種類と発表基準は、次のとおりである。

■警報・注意報発表基準一覧表

[令和5年6月8日現在]

町	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	153
	洪水	流域雨量指数基準	高崎川流域=14、中央排水路流域=8.6	
		複合基準* <sup>1</sup>	中央排水路流域=(7, 7.7)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う。	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	111	
	洪水	流域雨量指数基準	高崎川流域=11.2 中央排水路流域=6.8	
		複合基準* <sup>1</sup>	高崎川流域=(7, 11.2) 中央排水路流域=(5, 6.8)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う。	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	夏季(最低気温)：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で - 3℃以下、千葉特別地域気象観測所で - 5℃以下		
霜	晩霜期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*<sup>1</sup>(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値

## ■特別警報の種類及び発表基準（町関連）

現象の種類	基準
大雨	○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

### 【参考値】雨に関する酒々井町の50年に一度の値

[令和4年3月24日現在]

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48 (48時間 降水量(mm))	R03 (3時間 降水量(mm))	SWI (土壌雨量指数 (Soil Water Index))
県	県	北西部	印旛	酒々井町	337	163	224

注1) R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村かかる5キロメートル格子の値の平均をとったもの。

都道府県 府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域 二次細分区域 R48 R03 SWI 地域50年に一度の値

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5キロメートル格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150ミリメートル以上となった格子をカウント対象とする。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となったキロメートル格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意

※ 現在、大雨特別警報（浸水害）の発表基準は、指数を用いたものに変更されており、これに伴い、「50年に一度の値」は参考値としている。

#### ○ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表される。

#### ○ 大雨特別警報（浸水害）

以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表される。

① 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数の値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数の値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

### (3) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときで、かつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表される。

この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを周知するために、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表(大雨を観測した観測点名や市町村等を明記)される。

#### (4) 顕著な大雨に関する情報

5キロメートル四方の3時間の解析雨量が100ミリメートル以上（積算降水量最大値が150ミリメートル以上）あり、それが分布している領域の面積の合計が500平方キロメートル以上確認された場合で、その領域の形状が「線状」であること並びに土砂災害警戒情報又は洪水警報の警報基準（※）を大きく超過した基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）のすべての条件を、現在から30分先までに満たした場合に発表される。

#### (5) 線状降水帯予測（線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ）

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけられる。  
この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

#### (6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報の補足情報として発表される。竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（北西部、北東部、南部）で発表される。情報の有効期間は、発表から1時間である。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。

#### (7) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「警報級の可能性」として〔高〕、〔中〕の2段階の確度を付して発表する。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいいため、可能性が高いことを表す〔高〕だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す〔中〕も発表される。

## ■早期注意情報（警報級の可能性）のイメージ（気象庁資料）

○〇県南部の早期注意情報（警報級の可能性）

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を公表する可能性が高い。  
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を公表する可能性がある。

警報級の可能性	3日		4日				5日	6日	7日	8日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24					
大雨	[中]	-	-	-	-	-	-	[中]	-	
暴風	-	-	[高]	[高]	[高]	-	[中]	[高]	-	
波浪	-	-	[高]	[高]	[高]	-	[中]	[高]	-	

**翌日まで**  
 ・天気予報と合わせて発表  
 ・時間帯を区切って表示

**2日先～5日先まで**  
 ・週間天気予報と合わせて発表  
 ・日単位で表示

[高]: 警報を公表中、又は、警報を公表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。  
 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。  
 ※警戒レベルとの関係  
 早期注意情報(警報級の可能性)・・・[警戒レベル1]  
 \*大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

**翌日まで**  
 前日の夕方段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

**2日先～5日先まで**  
 数日先の荒天について可能性を把握することができる！

### ア 2日先から5日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」

台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象とし、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（○〇県など）で発表される。

### イ 翌日までの「早期注意情報（警報級の可能性）」

積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象とし、定時の天気予報の発表（毎日5時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位（○〇県南部など）で発表される。

## ■早期注意情報（警報級の可能性）の「高」「中」の利活用のイメージ（気象庁資料）

	翌日まで	2日先から5日先まで
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
<b>[高]</b> 対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は、警報を公表するような現象発生の可能性が高い状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の[高]が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、 <b>「警報に切り替える可能性が高い注意報」</b> や <b>「予告的な府県気象情報」</b> 等がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される <b>詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認してください。</b>	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の[高]や[中]が発表されたときは、 <b>心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意するよう</b> にしてください。
<b>[中]</b> [高]ほど可能性は高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を公表するような現象発生 <b>の可能性</b> がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の[中]が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、 <b>深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておく</b> ようにしてください。	

↑ 高の方が「中」よりも空振りが少ない。

← 「翌日まで」の方が「2日先から5日先まで」よりも見逃しが少ない。

※ 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。  
(内閣府「避難情報に関するガイドライン」P27の内容に基づき整理)

## (8) 危険度分布（キキクル）

実際にどこで大雨による「土壌雨量指数」、「表面雨量指数」、「流域雨量指数」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想され、土砂災害・浸水害・洪水災害の危険度が高まっているのか1キロメートル四方の領域（メッシュ）ごとに5段階で色分けして地図上で確認できる情報であり、常時10分ごとに更新される。

### ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

- 「土壌雨量指数」  
降雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを「タンクモデル」という手法を用いて土砂災害危険度の高まりを数値化
- 避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値

区分	色が持つ意味
災害切迫	実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合
危険	2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
警戒	2時間先までの予測値が警報基準に到達すると予想
注意	2時間先までの予測値が注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満

### イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

- 1時間先までの予測値
- 表面雨量指数  
地面の被覆状況や地質、地形勾配など、その土地がもつ雨水の溜まりやすさの特徴を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて短時間強雨による浸水害リスクの高まりを数値化

区分	色が持つ意味
災害切迫	表面雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）の基準値に到達
危険	1時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想
警戒	1時間先までに警報基準に到達すると予想
注意	1時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	1時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

- 危険度の判定には3時間先までの予測値
- 指数

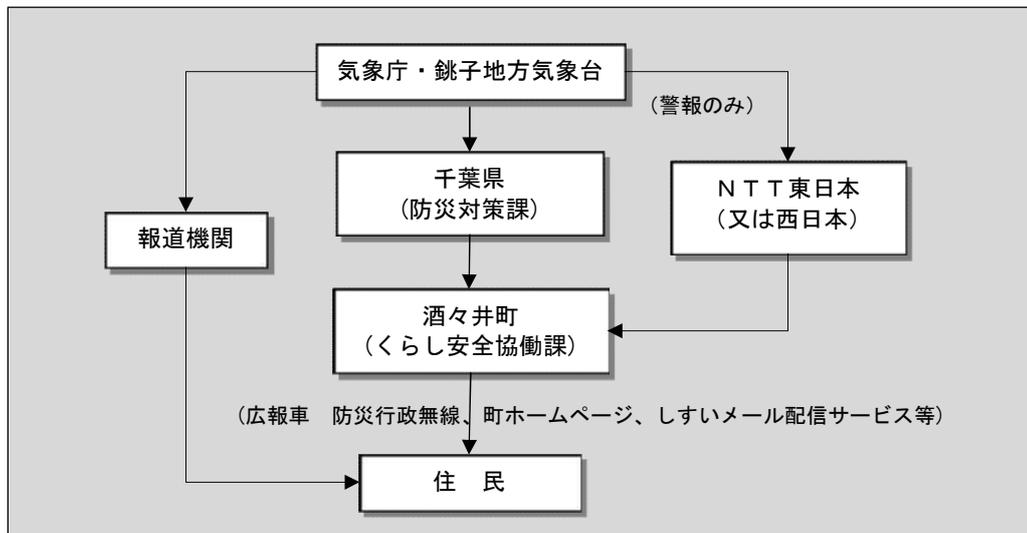
河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水災害リスクが高まるかを把握するための指標

区分	色が持つ意味
災害切迫	流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）の基準値に到達
危険	3時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想
警戒	3時間先までに警報基準に到達すると予想
注意	3時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	3時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未滿

(9) 注意報及び警報等の伝達系統

銚子地方気象台が発表する警報・注意報等が伝達される系統図を以下に示す。

■ 気象注意報・警報等の伝達系統図（町及び住民への伝達系統のみ記載）



(10) 銚子地方気象台等とのホットラインの運用

銚子地方気象台は、気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、説明会の実施や電話により連絡する。特に緊急性が高い場合等には、町長に直接連絡を行う。

町は、避難情報発令の判断や災害対策の検討等を行う際、銚子地方気象台、利根川下流事務所等の国及び印旛土木事務所等の県に対し、気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

### 3 土砂災害警戒情報等

#### (1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 29 年 5 月）第 27 条、気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第 55 条の規定に基づき、銚子地方气象台と県が共同発表するものである。

##### ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難情報発令の判断の際や住民の自主避難を支援することを目的とする。

##### イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊箇所を対象とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

##### ウ 発表対象地域

県内の市町村ごとに発表する。

##### エ 発表基準

###### ■土砂災害警戒情報の発表基準等

項目	内容
警戒基準	○ 大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び 2 時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合
警戒解除基準	○ 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合
土砂災害警戒情報の伝達系統	○ 土砂災害警戒情報の伝達系統は、警報・注意報と同様の系統で伝達される。

##### オ 共同発表

銚子地方气象台及び県は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を共同発表する。また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

#### (2) 火災気象通報

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方气象台長が知事に対して通報し、県を通じて町や消防組合に伝達される。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

#### **4 通信手段の確保**

通信手段の確保は、「第1章 第2節 第2号 通信手段の確保」を準用する。

#### **5 通信施設が使用不能となった場合の措置**

通信施設が使用不能となった場合の措置は、「第1章 第2節 第3号 通信施設が使用不能となった場合の措置」を準用する。

#### **6 被害情報の収集・報告**

被害情報の収集・報告は、「第1章 第2節 第4号 被害情報の収集・報告」を準用する。

#### **7 災害報告**

災害報告は、「第1章 第2節 第5号 災害報告」を準用する。

## 第3節 水害及び土砂災害対策活動

町は、気象情報等から町域において水路、道路冠水、河川の氾濫及び土砂災害等の発生が予想される場合は、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の予防軽減を図るための活動を実施する。

項目	担当
1 水害対策活動	事務局、まちづくり班、上下水道班、巡回パトロール班、健康福祉班
2 土砂災害対策活動	事務局、まちづくり班、企画財政班、巡回パトロール班、健康福祉班
3 被害の未然・拡大防止のための住民への注意喚起	事務局、企画財政班

### 1 水害対策活動

#### (1) 警戒巡視

まちづくり班、上下水道班及び必要により、臨時に編成する巡回パトロール班は、気象注意報、警報等の発表又は降雨により冠水等が予測される場合、河川・水路、道路等及び所管施設等の状況を警戒巡視を実施する。

また、健康福祉班は、洪水浸水想定区域内の要配慮者及び要配慮者利用施設等の警戒巡視を実施する。

#### (2) 避難準備

事務局は、気象警報等の発表及び警戒巡視等により、洪水浸水被害等の危険が予測される場合は、災害のリスクのある地域に対し、努めて早期に避難情報を発令し、住民の避難準備と避難を促す。その際、健康福祉班と連携し、避難に時間のかかる要配慮者への避難支援に留意する。

#### (3) 応急措置

浸水害の防止のため作業の必要がある場合は、町及び消防組合は警戒区域を設定し、一般住民に立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。「警戒区域の設定」は、「第1章 第10節 第1号 避難情報」を準用する。

冠水や倒木等が発生した場合は、次のような応急措置を実施する。

#### ■応急措置

- 浸水箇所では、土のう積みによる防ぎよ、ポンプによる排水を行う。
- 道路の冠水区域は、通行止め等の措置をとる。

- 通行の障害となる道路上の障害物は、除去する。
- 倒木、落下物等で危険なものは、除去する。
- 浸水被害等が発生するおそれのある場合、避難情報を発令し、住民にとるべき行動を即す。

## 2 土砂災害対策活動

### (1) 土砂災害警戒情報の活用

県は、銚子地方气象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生危険度が高まったときは、防災活動や住民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報の発表を行っている。

町には土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域が52箇所指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、避難情報発令の判断は、土砂災害警戒情報のみで行うのではなく、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっている領域内の土砂災害警戒区域等に絞り込んで行う必要がある。

なお、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）避難情報の発令対象区域は、「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。」とされている。

### (2) 情報の収集・伝達

土砂災害対策活動における情報の収集伝達は、次のとおりである。

#### ■情報の収集・伝達に伴う配慮事項

- 事務局は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、まちづくり班と連携し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。  
この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。
- 事務局は、土砂災害の発生が予想される場合は、速やかに避難情報を発令するとともに、企画財政班と連携して住民及び自治会・自主防災組織に対し警戒避難等の指示若しくは伝達を行う。  
特に、危険が予想される土砂災害危険個所内に居住する住民等に対して、消防組合、消防団及び自治会・自主防災組織と連携して、戸別伝達を行う。
- 健康福祉班は、土砂災害危険個所内に居住する等に対して、避難等支援者と連携して戸別伝達及び避難支援を行う。
- 企画財政班は、気象情報及び避難情報について、住民、関係機関等に対し、適時適切なタイミングで広報を行う。

### (3) 二次災害の防止

町及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じる。

## ■二次災害の防止措置

- まちづくり班は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、企画財政班と連携して、関係機関や住民への周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。
- 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、警戒監視に従事する職員の安全確保を行う。
- 安全が確認されるまで、土砂災害危険箇所周辺の居住者の避難指示又は緊急安全確保を継続するとともに、必要により警戒区域の設定、立入規制等を実施する。
- 降雨継続時における崩落面、土砂災害危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等の措置を実施する場合は、安全を確保したうえで再崩壊防止措置を実施する。
- 企画財政班は、災害対策本部指示に基づき、関係各班が収集した情報を、関係各班と連携して住民に対し適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。
- 災害対策本部は、土砂災害に関する人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて整理を行い、直ちに県へ連絡する。

## 3 被害の未然・拡大防止のための住民への注意喚起

事務局は、土砂災害が発生するおそれがある場合、躊躇なく避難情報を発令するとともに、防災行政無線（しすいメール配信サービス）、緊急速報メール、広報車等を活用し、住民等に対し、危険な場所からの避難等を促す呼びかけを行う。

また、土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設等に対して、「高齢者等避難」などの避難情報をあらゆる手段を講じて速やかに伝達する。

## 第4節 災害広報

---

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。その際、深夜から明け方に災害が予想される場合は、避難の準備や避難行動ができるよう前日のうちに情報を提供し、早期の広報に努める。

災害広報を、以下のように定める。

第1章 震災対策計画  
「第3節 災害広報」を準用する。

## 第5節 広域連携体制

---

町の防災力のみでは災害対応が困難と考えられる場合、速やかに県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

広域連携体制については、以下のように定める。

第1章 震災対策計画  
「第4節 広域連携体制」を準用する。

## 第6節 自衛隊の災害派遣

---

災害の発生に伴う自衛隊の災害派遣要請依頼については、以下のように定める。

第1章 震災対策計画  
「第5節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

## 第7節 災害救助法の適用

---

風水害により居室、炊事場、玄関等に障害物が流れ込んだ世帯に対しては、障害物の除去について災害救助法が適用される。

災害救助法の適用については、以下のように定める。

第1章 震災対策計画  
「第6節 災害救助法の適用」を準用する。

## 第 8 節 消防・救助救急・危険物等対策

---

消防組合は、消防団及び防災関係機関と連携して、その全機能を挙げて消防活動を行い、災害から住民の生命、財産を保護する。

消防・救助救急・危険物対策を、以下のように定める。

第 1 章 震災対策計画

「第 7 節 消防・救助救急・危険物等対策」を準用する。

## 第 9 節 災害警備、防犯、交通対策等

---

発災時には、治安の乱れや交通の途絶等、様々な社会的混乱が予想される。このため、町及び警察署は、住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

災害警備、防犯、交通対策等を、以下のように定める。

第 1 章 震災対策計画

「第 8 節 災害警備、防犯、交通対策等」を準用する。

## 第 10 節 生活救援

---

町は、風水害災害に伴う断水や水質汚染等により、飲料に適する水を得ることができない被災者に応急給水を行う。

また、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、行政備蓄や炊き出しその他によって食料を供給するとともに、日常生活に欠くことのできない被服、寝具や生活必需品を喪失した者に対し、生活必需品等を供給する。

生活救援を、以下のように定める。

第 1 章 震災対策計画

「第 9 節 生活救援」を準用する。

## 第 1 1 節 避 難

浸水害や土砂災害などの風水の発生又はおそれがある場合、町は、迅速に住民に対して避難情報を発令し、住民の生命、身体及び財産の保護を図る。

また、住民は、町からの避難情報の発令を問わず、主体的に避難（立ち退き避難・屋内安全確保）の判断し、危険な場所から速やかに避難する。

項 目	担 当
1 警戒レベルを用いた避難情報の発令	事務局、企画財政班
2 避難誘導等	事務局、企画財政班、警察署、消防組合、消防団、施設管理者、自主防災組織
3 避難所の開設	事務局、避難所担当職員、施設管理者
4 広域避難者の受入れ	事務局、各課、施設管理者
5 避難所の運営	事務局、避難所担当職員、各課、施設管理者
6 避難所外避難者への支援	事務局、調査住民班、企画財政班
7 避難所の閉鎖	事務局、各課、施設管理者、避難所担当職員

### 1 警戒レベルを用いた避難情報の発令

#### (1) 避難情報の発令

本部長は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、原則危険な場所から立ち退き避難を指示する。

警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の伝達及び発令の目安は、緊急時に避難情報の発令のタイミングや発令対象区域の判断に迷うことが可能な限りないよう、避難情報の判断・伝達マニュアル（自然災害編）（令和4年3月）、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）等に基づき発令する。

また、避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれず発令基準に基づき、発令する。

避難情報を発令する場合、銚子地方气象台、利根川下流事務所等の国及び印旛土木事務所等の県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

#### ■避難情報を発令するタイミング

- 以下の入手した情報を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断する。
  - ・ 防災気象情報
  - ・ 日没や暴風が吹き始める時刻
  - ・ 機場等の河川施設の状況や操作に関する情報
  - ・ 住民や水防団等の現地からの情報
  - ・ 銚子地方气象台、利根川下流事務所等の国及び印旛土木事務所等の県の情報提供
- 災害発生前に避難者が指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することができるよう、立ち退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令する。

## ■避難情報の発令対象区域

- 浸水害における避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっているハザードマップや浸水想定区域を基本として地域を区分して設定する。
- 土砂災害における避難情報の発令対象区域は、土砂災害警戒区域が町域に点在するため全域を基本として設定する。

## 避難の対象とする避難行動

### ○ 立ち退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域や、そのような区域に指定されていない、又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（河川沿い、低地等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の住民等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立ち退き避難」であり、避難行動の基本である。なお、「立ち退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。

### ○ 屋内安全確保

洪水等に対しては、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することを住民等が自らの判断でとり得る行動である。ただし、自宅・施設等自体は浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- ・ 自宅、施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと。
- ・ 自宅、施設等に浸水しない居室があること。
- ・ 自宅、施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※2に対応できる備蓄などがあること。

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ。

電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ。

### ○ 緊急安全確保

「立ち退き避難」を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立ち退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立ち退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

### ○ 分散避難

指定緊急避難場所に行くことだけが避難ではなく、それ以外にも安全な親戚・知人宅や宿泊施設等への立ち退き避難や自らの判断で屋内安全確保をする等、様々な避難行動がある。また、指定緊急避難場所の感染症対策や混雑回避等のためにも、住民等に対して様々な避難行動の周知を行う。

警戒レベルを用いた避難情報の伝達

警戒レベル	発令者	居住者等がとるべき行動	避難情報 (町が発令する)	防災気象情報 (気象庁が発表)
警戒レベル5	町が発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況 災害発生又は切迫</li> <li>○ 居住者等がとるべき行動 「命の危険 直ちに安全確保！」 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>	<p><b>緊急安全確保</b></p> <p>(必ず発令される情報ではない。)</p>	<p>警戒レベル5相当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨特別警報(浸水害)</li> <li>○ 大雨特別警報(土砂災害)</li> <li>○ 氾濫発生情報</li> <li>○ キキクル災害切迫</li> </ul>
<b>警戒レベル4までに必ず避難</b>				
警戒レベル4	町が発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況 災害のおそれ高い。</li> <li>○ 居住者等がとるべき行動 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul>	<p><b>避難指示</b></p>	<p>警戒レベル4相当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 氾濫危険情報</li> <li>○ キキクル危険</li> </ul>
警戒レベル3		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況 災害のおそれあり。</li> <li>○ 居住者等がとるべき行動 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>	<p><b>高齢者等避難</b></p>	<p>警戒レベル3相当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報(浸水害)</li> <li>○ 大雨警報(土砂災害)</li> <li>○ 氾濫警戒情報</li> <li>○ キキクル警戒</li> </ul>
警戒レベル2	気象庁が発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発表される状況 気象状況悪化</li> <li>○ 居住者等がとるべき行動 自らの避難行動を確認・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨注意報</li> <li>○ 洪水注意報</li> <li>○ 氾濫注意情報</li> <li>○ キキクル注意</li> </ul>
警戒レベル1		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</li> <li>○ 発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ。</li> <li>○ 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。</li> <li>○ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早期注意情報</li> </ul>

■避難情報の発令の目安

項目		内容
高齢者等避難	浸水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されたとき。</li> <li>○ 浸水・洪水キキクルで「警戒」（赤）が発表されたとき。</li> <li>○ 町域において、強い降雨を伴う台風や1時間に50ミリメートル以上の降雨があり、かつ、今後も継続する可能性がある場合</li> <li>○ 警戒巡視等により危険が予測される場合</li> <li>○ 夜間から明け方に台風の接近・通過や降水により大雨警報（浸水害）又は洪水警報、あるいは氾濫が予測される場合は、前日の夕刻に時点に発令</li> <li>○ 河川等の水位が上昇し、氾濫のおそれがある場合又は破堤につながるような異常な漏水等が発見された場合</li> <li>○ 内水氾濫により冠水の兆候がある場合</li> </ul>
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。</li> <li>○ 土砂キキクルで「警戒」（赤）が発表されたとき。</li> </ul>
避難指示	浸水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浸水・洪水キキクルで「危険」（紫）が発表されたとき。</li> <li>○ 記録的短時間大雨情報が発表されるなど、町域において、強い降雨を伴う台風や1時間に50ミリメートル以上の降雨があり、かつ、今後も継続する可能性がある場合</li> <li>○ 警戒巡視等により災害の発生が確実と予測される場合</li> <li>○ 消防署及び専門機関から避難の必要性に関する通報があった場合</li> <li>○ 浸水の発生の可能性に関する情報が住民等から通報された場合</li> <li>○ 夜間から明け方に台風の接近・通過や降水により大雨警報（浸水害）又は洪水警報、あるいは氾濫が予測される場合は、前日の夕刻に時点に発令</li> <li>○ 河川等の水位が上昇し、氾濫のおそれが高い場合</li> <li>○ 内水氾濫により冠水のおそれが高い場合</li> </ul>
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒情報等が発表されたとき。</li> <li>○ 土砂キキクル「危険」（紫）が発表されたとき。</li> <li>○ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合</li> </ul>
緊急安全確保	浸水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浸水・洪水キキクルで「災害切迫」（黒）が発表されたとき。</li> <li>○ 大雨特別警報（浸水害）又は氾濫発生情報が発表されたとき。</li> <li>○ 災害発生情報（河川の氾濫、住家等への浸水）を確認した場合</li> <li>○ 河川の氾濫を確認した場合、氾濫が確実視される場合</li> <li>○ 内水氾濫により住家等への浸水を確認した場合</li> </ul>
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。</li> <li>○ 土砂キキクル「災害切迫（黒）」が発表されたとき。</li> <li>○ 町域において、住家への土砂災害が発生・切迫を確認した場合</li> <li>○ 避難指示による立退き避難が十分でなく、住民に直ちに安全確保を促す必要がある場合</li> </ul>

※ 水位計を観測していない河川についても、現地情報を避難情報の判断材料とする。

※ 小河川等による浸水は局所的な現象であり、警戒巡視及び住民等からの情報を入手して避難情報の発令の参考とする。

※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表又は発表する可能性がある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

## (2) 避難情報の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難情報を解除する。

## (3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、「第1章 第10節 第1号 避難情報」を準用する。

## (4) 避難情報等の伝達

避難情報等の伝達は、「第1章 第10節 第1号 避難情報」を準用する。

## 2 避難誘導等

浸水害及び土砂災害においては、災害が発生するに避難を完了することが基本である。

そのため、町は、災害発生のおそれのあるときは、先行的に消防組合、消防団及び自治会等に避難誘導を要請する。

また、入手した避難路の状況（浸水、土砂流出状況等）を迅速・的確に伝達するとともに、決壊箇所や河川のある方向、土砂災害危険箇所を避ける等避難方向を考えて誘導を行う。

住民は、警戒レベルの段階を問わず、主体的に避難判断し、速やかに行動するとともに、自治会、自主防災組織等は、住民の避難行動を支援する。

その他は、「第1章 第10節 第2号 避難誘導等」を準用する。

## 3 避難所の開設

浸水害及び土砂災害の発生するおそれのあるときは、避難所担当職員及び施設管理者は連携して、避難所を開設する。

自治会、自主防災組織等は、高齢者等避難の発令する以前であっても、災害により地域に危険が及び早期避難が必要と判断した場合や自主避難を希望する人がいた場合、地域の集会所等を一時避難所として活用する。

その他は、「第1章 第10節 第3号 避難所の開設」を準用する。

## 4 広域避難者の受け入れ

広域避難者の受け入れは、「第1章 第10節 第4号 広域避難者の受け入れ」を準用する。

## 5 避難所の運営

避難所の運営は、「第1章 第10節 第5号 避難所の運営」を準用する。

## 6 避難所外避難者への支援

避難所外避難者への支援は、「第1章 第10節 第6号 避難所外避難者への支援」を準用する。

## 7 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖は、「第1章 第10節 第7号 避難所の閉鎖」を準用する。

### 第12節 医療救護

---

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班等により診療等を行う。

医療救護を、以下のように定める。

第1章 震災対策計画 「第11節 医療救護」を準用する。
---------------------------------

### 第13節 清掃・廃棄物・環境対策

---

浸水害による衛生条件の悪化により感染症等の蔓延が懸念される。また、避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

さらに、水害や土砂災害による大量の土砂混じりのがれきや流木等の災害廃棄物の排出が予想され、ごみやし尿等の一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

そのため、町は、被災地の住民が生活に支障のないよう、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施するとともに、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図る。

清掃・災害廃棄物・環境対策を、以下のように定める。

第1章 震災対策計画 「第12節 清掃・災害廃棄物・環境対策」を準用する。
--

### 第14節 二次災害の防止

---

これまでにない大雨による宅地やがけ地等の二次災害及び危険物漏洩等の二次災害による人的被害の防止対策を図り、住民の安全を確保する。

二次災害の防止を、以下のように定める。

第1章 震災対策計画

「第13節 二次災害の防止」を準用する。

## 第15節 安否不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

---

洪水による浸水被害、土砂災害等による安否不明者の捜索は、緊急性を要するため消防組合や消防団、警察等関係機関の連携が必要である。

また、災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ、遺体の埋・火葬を実施する。

安否不明者の捜索・遺体の処理・埋葬を、以下に定める。

第1章 震災対策計画

「第14節 安否不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」を準用する。

## 第16節 ライフライン施設等の応急対策

---

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、町及び各事業所は相互に連携を図り、応急対策及び二次災害の防止等の活動を迅速に実施する。

また、公共建築物、道路、橋りょう、河川等の公共施設が風水害により損壊した場合、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、応急対策の実行に万全を図る。

ライフライン施設等の応急対策を、以下のように定める。

第1章 震災対策計画

「第15節 ライフライン施設等の応急対策」を準用する。

## 第17節 学校等における児童生徒の安全対策

---

保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ及び小中学校の施設管理者は、気象情報や避難情報を収集するとともに、登下校等に危険が発生することは予想される場合は、先行的に休園・休校や時差登校等の措置を講ずる。また、発災時は、園児及び児童生徒の安全確保を図るとともに、施設の被害状況を調査する。

学校等における児童生徒の安全対策については、以下のように定める。

第1章 震災対策計画

「第16節 学校等における児童生徒の安全対策」を準用する。

## 第 18 節 住宅対策

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予及び現物支給等）の適用の判断材料として幅広く活用されている。このため、町は、災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供、あるいは応急修理を実施する。

項目	担当
1 住家の被災調査・罹災証明書の発行	調査住民班、まちづくり班、消防組合
2 住宅の応急修理	まちづくり班
3 応急仮設住宅の供給	まちづくり班

### 1 住家の被災調査・罹災証明書の発行

#### (1) 住家の被災調査

##### ア 調査方法

調査住民班及びまちづくり班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、被災住家を対象に被災調査を行う。

水害により被災した住家に対する被害調査は、木造・プレハブ戸建ての1から2階建ての場合は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合は、第2次調査の1段階のみ実施する。

被災調査は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防組合が「消防法」に基づき火災調査を行う。

#### ■水害による住家被害調査の概要

区分	内容
1次調査	○ 木造・プレハブ戸建ての1から2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。 ○ 越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。
2次調査	○ 第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。 ○ 第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	○ 被災者から再調査の依頼があった場合、被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施する。

【参照】 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府）

## イ 収集報告に当たって留意すべき事項

### ■留意すべき事項

- 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

## (2) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、「第1章 第17節 住宅対策 第1号 住家の被災調査・罹災証明書の発行」を準用する。

## 2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、「第1章 第17節 住宅対策 第2号 住宅の応急修理」を準用する。

## 3 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給は、「第1章 第17節 住宅対策 第3号 応急仮設住宅の供給」を準用する。

## 第19節 ボランティアへの対応

---

風水害においては、避難所運営等だけでなく、被災後の片付けにおける人員が必要となることから、ボランティアによる協力は必要不可欠となる。

ボランティアの協力については、以下のように定める。

### 第1章 震災対策計画

「第18節 ボランティアへの対応」を準用する。

## 第 2 0 節 要配慮者への支援

---

風水害については、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水防情報等を収集し、災害が発生するまでに要配慮者が避難を終えることができるように、的確に高齢者等避難の発令を行う。

要配慮者への支援については、以下のように定める。

第 1 章 震災対策計画

「第 19 節 要配慮者への支援」を準用する。

## 第 2 1 節 帰宅困難者への支援

---

風水害に伴う公共交通機関などの運休などに伴い、町内で帰宅困難者（滞留者）が発生する可能性がある。

このような帰宅困難者に対応するためには、町内の各事業者、学校等と協同して、帰宅困難者の発生を抑止するための取り組みを推進するとともに、帰宅困難者の安全の確保に努める。

帰宅困難者への対策を以下のように定める。

第 1 章 震災対策計画

「第 20 節 帰宅困難者への支援」を準用する。

# 酒々井町地域防災計画

## 災害応急対策編

### 第3章 大規模事故災害応急対策計画

# 第3章 大規模事故災害応急対策計画

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害によって、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。

町及び周辺には、東日本旅客鉄道総武本線、京成電鉄京成本線、成田国際空港及び東関東自動車道等が存在し、大規模事故が発生するおそれがある。

本計画は、これらの大規模事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの大規模事故災害に対応した応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、「第1章 震災対策計画」及び「第2章 風水害対策計画」に準ずる。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するが、対応できない場合は、「共通編 災害復旧復興計画」を準用する。

## 第1節 町で懸念される大規模事故災害

町は、発生が懸念される大規模事故災害について、対象を整理するとともに、大規模事故災害への活動体制や情報収集・報告について定める。

項目	担当
1 対象とする大規模事故災害	各班
2 大規模事故災害への体制	各班
3 情報収集・報告	くらし安全協働課、消防組合

### 1 対象とする大規模事故災害

本計画で対象とする大規模事故災害は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条及び災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害とする。

#### ■本計画で対象とする大規模事故災害

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ① 大規模火災   | ④ 鉄道事故災害    |
| ② 危険物等災害  | ⑤ 道路事故災害    |
| ③ 航空機事故災害 | ⑥ 放射性物質事故災害 |

### 2 大規模事故災害への体制

#### (1) 対策の実施者及び役割

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応にあたるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、町や他の防災関係機関の機能をもって応急対策にあたる。

なお、他の防災関係機関の業務大綱及び所掌事務について、本計画に記載のない事項は、防災関係機関が策定する防災計画等を準用する。

## (2) 配備体制

大規模事故災害が発生した場合は、速やかに活動体制を確立し、必要な職員を動員し、情報収集や連絡調整を行うとともに、活動するための準備を行う。

大規模事故の状況により各班における応急対策が必要な場合は、警戒体制又は非常体制・事故災害対策本部（第1配備相当）を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。

### ■活動体制と配備基準

活動体制	配備区分	配備基準
情報収集体制	注意配備	○ 町域及びその周辺で大規模事故が発生し、情報収集等が必要なとき。 ○ その他状況により町長が必要と認めたとき。
警戒体制	警戒配備	○ 町域及びその周辺で大規模事故が発生し、現場での事故対応以外の対策が必要と町長が認めたとき。 ○ その他状況により町長が必要と認めたとき。
非常体制	第1配備	○ 重大な事故災害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき。 ○ 全庁的な対応が必要な場合は、第2配備とする。

## (1) 現地調整所

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関及び関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、町又は県は、現地調整所を速やかに設置し、必要に応じて関係機関からの連絡要員を受け入れ、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

## 3 情報収集・報告

くらし安全協働課、ちば消防共同指令センター及び消防組合は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から速やかに県へ報告する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁へ報告する（覚知後30分以内）。

### ■消防庁への直接即報基準

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合</li> <li>○ 通信の途絶等により知事に報告することができない場合</li> <li>○ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告</li> </ul> |
|---|

■火災・災害等即報要領の直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	○ 航空機火災、列車火災
	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの。 ○ 負傷者が5名以上発生したもの。 ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの。 ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの。 ・ 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの。 ・ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの。 ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	○ 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい ○ 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ○ 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） ○ 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） ○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの。
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。 ○ 列車、航空機、船舶の衝突及び転覆等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの。	

## 第2節 大規模火災対策計画

町は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。また、林野火災における応急対策については、本節を準用する。

項目	担当
1 応急活動体制	くらし安全協働課、消防組合
2 情報収集・伝達体制	くらし安全協働課
3 消防活動	消防組合、消防団
4 救急救助	消防組合
5 交通規制	佐倉警察署
6 避難	くらし安全協働課、避難所担当職員、消防団、佐倉警察署
7 救援	くらし安全協働課、経済環境課
8 広報活動	消防組合、くらし安全協働課、企画財政課

### 1 応急活動体制

くらし安全協働課は、火災の状況に応じた職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

### 2 情報収集・伝達体制

くらし安全協働課は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

### 3 消防活動

消防組合及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

### 4 救急救助

消防組合は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

## 5 交通規制

佐倉警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を行う。

## 6 避難

くらし安全協働課は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難情報を発令し、安全な地域に開設する避難所を指定する。避難所担当職員は、避難所を開設し、避難者の受け入れを行う。

消防団及び自主防災組織等は、避難誘導にあたって避難所等、避難路及び火災現場等の所在並びに火災の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、佐倉警察署と連携して避難誘導を行う。

## 7 救 援

くらし安全協働課及び経済環境課は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

## 8 広報活動

くらし安全協働課、企画財政課及び消防組合は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ及びソーシャルメディア等による広報活動を行う。

## 第3節 危険物等災害対策計画

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物災害発生時の応急対策について定める。道路上での危険物等の災害については、第6節道路災害対策計画の定めるところによる。

項目	担当
1 応急活動体制	くらし安全協働課、消防組合
2 情報収集・伝達体制	くらし安全協働課
3 消防活動	消防組合、消防団
4 救急救助	消防組合
5 交通規制	佐倉警察署
6 避難	くらし安全協働課、避難所担当職員、消防団、佐倉警察署
7 救援	くらし安全協働課、経済環境課
8 広報活動	企画財政課、くらし安全協働課
9 環境汚染対策	経済環境課

危険物等とは次のものをいう。

### ■危険物等の種類

種類	内容
危険物	○ 消防法第2条第7項に規定されているもの。 (例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)等
高圧ガス	○ 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの。 (例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	○ 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの。 (例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)等
指定可燃物	○ 危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの。 (例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料等

### 1 応急活動体制

くらし安全協働課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、消防組合等と密接な連携を図る。

### 2 情報収集・伝達体制

くらし安全協働課は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

### 3 消防活動

消防組合及び消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

### 4 救急救助

消防組合は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

### 5 交通規制

佐倉警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を行う。

### 6 避難

くらし安全協働課は、有毒物質の拡散や火災等が予想されるときは、避難情報を発令し、安全な地域に開設する避難所を指定する。避難所担当職員は、避難所を開設し避難者の受け入れを行う。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導にあたって避難所、避難路及び事故発生現場の所在並びに事故災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、佐倉警察署は、避難誘導について協力する。

### 7 救援

くらし安全協働課及び経済環境課は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

### 8 広報活動

くらし安全協働課及び企画財政課は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ及びソーシャルメディア等による広報活動を行う。

### 9 環境汚染対策

経済環境課は、危険物等による河川等の汚染を防止するため、監視を行う。流出が確認された場合は、関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

## 第4節 航空機事故災害対策計画

成田国際空港及びその周辺（「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域）において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合は、関係機関が連携し、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。成田国際空港内及び周辺において発生した災害については、成田国際空港航空災害対策協議会が定める成田国際空港航空機事故緊急活動計画に基づき、成田国際空港株式会社内に設置される合同対策本部により活動を行うとされている。

町域において航空機事故災害が発生した場合は、本計画に基づき合同対策本部の活動を支援する。

項目	担当
1 応急活動体制	くらし安全協働課、消防組合、合同対策本部
2 情報収集・伝達体制	消防組合、くらし安全協働課、合同対策本部
3 消火・救出活動	消防組合、くらし安全協働課、合同対策本部
4 遺体の収容への協力	消防機関、健康福祉課、合同対策本部
5 交通規制	佐倉警察署
6 広報活動	企画財政課、くらし安全協働課、合同対策本部
7 防疫・清掃	健康福祉課、経済環境課、合同対策本部
8 避難	消防機関、くらし安全協働課、消防団、合同対策本部、佐倉警察署
9 その他支援	くらし安全協働課

成田国際空港消防相互応援協定を締結している市町村は、次のとおりである。

### ■成田国際空港消防相互応援協定団体

- 酒々井町
- 栄町
- 富里市
- 四街道市
- 成田市（神崎町含む。）
- 香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）
- 佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）
- 山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町）
- 匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）
- 印西地区消防組合（印西市、白井市）
- 成田国際空港株式会社

### 1 応急活動体制

町は、町域において航空機事故災害が発生した場合は、事故の状況に応じ、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、合同対策本部及び消防組合等と密接な連携を図り、活動支援を行う。

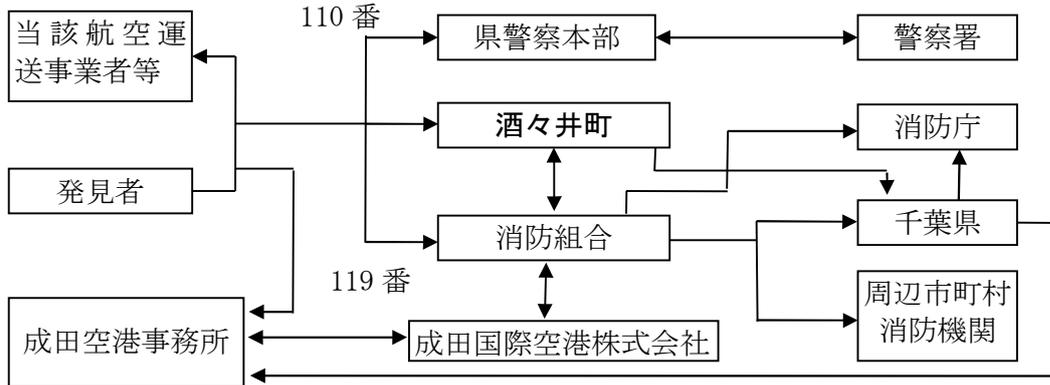
また、合同対策本部へ町長の指定する者を合同対策本部副本部長として派遣するととも

に、現場調整所に職員を派遣する。被害の規模や応急措置の実施において必要がある場合は、他の市町村の応援や空港事務所長と調整の上、県を通じて自衛隊の派遣要請を求める。

## 2 情報収集・伝達体制

くらし安全協働課及び消防組合は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を成田国際空港株式会社、県及び指定公共機関に連絡する。

### ■成田国際空港区域周辺で事故が発生した場合の情報受伝達ルート



## 3 消火・救出活動

### (1) 消火・救出

消防組合は、町域において航空機事故災害が発生した場合は、消火・救出活動の指揮を担い、消火活動を行う。また、消火活動を円滑に行うため「火災警戒区域」を設定するとともに、事故現場付近に「現場調整所」を設置する。

事故現場に出動した消防機関及び警察機関は、被災者を「負傷者集結地区」へ誘導・搬送する。

町は、現場付近の応急通信及び応急給電が必要な場合は、指定公共機関へ要請を行う。

### (2) 救急医療・搬送

消防機関は、町域において航空機事故災害が発生した場合は、災害現場付近の安全な場所に「トリアージ地区」、「救護所」及び「軽症者処置所」を設置し、医療機関及び航空会社は、担当を派遣医療・救護活動を行う。

また、消防機関及び医療機関は、救護所と搬送地点の間に「搬送コントロールポイント」を設置し、合同対策本部が派遣する即時対応医療チームによるトリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。必要により健康福祉課は、これに協力する。

## 4 遺体の収容への協力

健康福祉課は、町域において航空機事故災害が発生した場合は、航空会社と協議の上、「遺体仮安置所」の設置に協力する。

航空会社の派遣する担当者は、遺体収容の対応を行う。必要により健康福祉課は、これ

に協力する。

## 5 交通規制

町、消防組合及び佐倉警察署は、災害現場周辺に「立入規制区域」を設定する。また、警察は、災害現場に通じる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。まちづくり課は、これに協力する。

## 6 広報活動

企画財政課及びくらし安全協働課は、合同対策本部と協議の上、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ及びソーシャルメディア等による広報活動を行う。

## 7 防疫・清掃

健康福祉課は、事故機が国際線であることが判明し、除染等が必要な場合は、成田空港検疫所等が行う防疫活動に協力する。

経済環境課は、成田国際空港株式会社と調整の上、災害現場の清掃、事故機撤去に協力する。

## 8 避難

消防機関等は、航空機災害による被災者に対して、事故現場近くの安全な場所に「現場避難所」を設置する。

町は、合同対策本部と協議の上、町公共施設などへの「被災者一時収容場所」の設置に協力する。

指定避難所等を被災者一時収容場所として提供する場合は、必要により、避難所の開設に準じて、施設管理者及び避難所担当職員等により、被災者一時収容場所の開設に協力する。

くらし安全協働課は、航空会社が担任する被災者一時収容場所の運営に協力する。

## 9 その他支援

町は、合同対策本部、県及び関係機関の要請により、公共施設の提供等の必要な対策を支援する。

## 第5節 鉄道事故災害対策計画

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合は、関係機関が連携し、被害の拡大を防ぎ、被害の軽減を図る必要がある。

町域において鉄道事故災害が発生した場合は、本計画に基づき、鉄道事業者の行う対策活動に協力する。

項目	担当
1 応急活動体制	くらし安全協働課、消防組合
2 情報収集・伝達体制	くらし安全協働課、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社
3 消防活動	消防組合
4 救急救助	東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、消防組合
5 交通規制	佐倉警察署
6 避難	くらし安全協働課、消防団、佐倉警察署
7 広報活動	企画財政課、くらし安全協働課
8 東日本旅客鉄道株式会社の応急・復旧対策	東日本旅客鉄道株式会社
9 京成電鉄株式会社の応急・復旧対策	京成電鉄株式会社

### 1 応急活動体制

くらし安全協働課は、事故の状況に応じ、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。この際、消防組合や鉄道事業者の設置する対策本部と密接な連携を図る。

被害の規模や応急措置の実施において必要がある場合、鉄道事業者から要請があった場合は、他の市町村の応援や県を通じて自衛隊の派遣要請を求める。

### 2 情報収集・伝達体制

東日本旅客鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社は、事故災害発生直後における利用者の安全確保に努め、必要に応じ、各機関に協力を要請する。

くらし安全協働課は、東日本旅客鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社からの情報伝達や発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に報告する。

### 3 消防活動

消防組合は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

## 4 救急救助

東日本旅客鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社は、消防組合と連携し、事故災害発生直後における負傷者の救急救助活動を行うとともに、必要に応じて救急救助活動を関係機関に協力要請する。

## 5 交通規制

佐倉警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

## 6 避難

東日本旅客鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社は、被災者、乗客及び事故現場付近の住民を一時避難させる必要がある場合は、町に災害現場に近い避難場所の開設を要請し、誘導を行う。その際、佐倉警察署は、避難誘導を行う。

指定避難所等を避難場所として提供する場合は、必要により、避難所の開設に準じて、施設管理者及び避難所担当職員等により、避難場所の開設に協力する。

くらし安全協働課は、鉄道事業者が行う避難場所の運営に協力する。

## 7 広報活動

企画財政課及びくらし安全協働課は、各鉄道事業者と連携し事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ及びソーシャルメディア等による広報活動を行う。

## 8 東日本旅客鉄道株式会社の応急・復旧対策

列車走行中に事故災害が発生した場合、関係乗務員は、千葉支社運転事故応急復旧処理手続きの規定により、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

### (1) 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、現地対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

### (2) 自衛消防隊

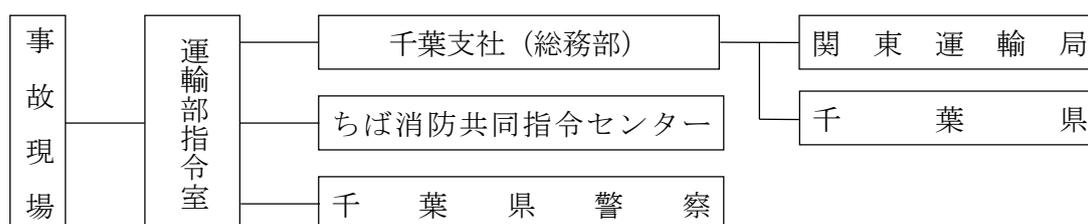
自衛消防隊は、消防組合の到着するまで、駅長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

### (3) 救 護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、千葉支社全衛生管理取扱規程の規定により救護班を設置し、出動要請に備えておく。

また、災害現場に救護所を設置し、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。

### (4) 情報連絡体制



## 9 京成電鉄株式会社の応急・復旧対策

列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る

### (1) 被害状況等の調査報告

- ア 利用者の被害状況の把握
- イ 施設・設備等の被害及び復旧状況
- ウ その他災害に関する情報

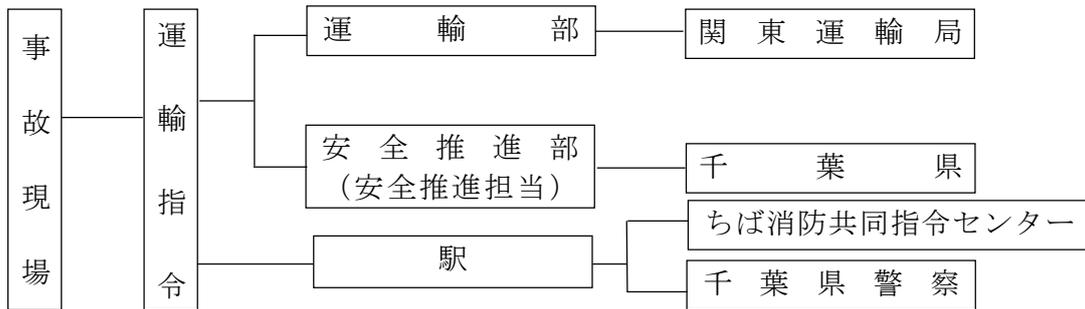
### (2) 救護活動

事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。

### (3) 広報活動の実施

列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。

(4) 情報連絡体制



## 第6節 道路事故災害対策計画

多数の死傷者を伴う大規模な道路災害が発生した場合は、被害の拡大を防止するため、事故発生時の応急対策について定める。

項目	担当部署
1 応急活動体制	くらし安全協働課、警察署、消防組合
2 情報収集・伝達体制	まちづくり課、道路管理者、くらし安全協働課
3 消防活動	消防組合
4 救急救助	消防組合
5 交通規制	佐倉警察署
6 避難	くらし安全協働課、道路管理者、消防団、佐倉警察署
7 広報活動	企画財政課、くらし安全協働課

### 1 応急活動体制

くらし安全協働課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、警察署、消防組合等と密接な連携を図る。

### 2 情報収集・伝達体制

まちづくり課は、町道の被害状況を把握し、総務班及び関係機関に報告する。

各道路管理者は、道路施設が被災した場合、警察署、消防組合等に通報する。

くらし安全協働課は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報をとりまとめるとともに、必要に応じ、関係機関との連絡調整を行う。また、把握できた範囲から県に報告する。

### 3 消防活動

消防組合は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

### 4 救急救助

消防組合は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援を要請する。

## 5 交通規制

佐倉警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。

## 6 避難

道路管理者、町及び佐倉警察署は、協議の上、被災者及び事故現場付近の住民を一時避難させる必要がある場合や有毒物質の拡散等が予想される地域の住民に対しては、避難情報を伝達し、災害現場に近い安全な地域に避難場所の開設し、誘導を行う。

指定避難所等を避難場所として提供する場合は、必要により、避難所の開設に準じて、施設管理者及び避難所担当職員等により、避難場所の開設に協力する。

くらし安全協働課は、避難場所の運営に協力する。

## 7 広報活動

企画財政課及びくらし安全協働課は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ及びソーシャルメディア等による広報活動を行う。

## 第7節 放射性物質事故対策計画

項目	担当
1 基本方針	各班
2 応急活動体制	くらし安全協働課、消防組合
3 情報収集・伝達体制	経済環境課、くらし安全協働課
4 緊急時のモニタリング活動の実施	経済環境課
5 避難等の防護対策	くらし安全協働課、避難所担当職員、経済環境課
6 広報活動	企画財政課、くらし安全協働課
7 飲料水及び飲食物の摂取制限等	上下水道課、経済環境課
8 消防活動	消防組合
9 広域避難の受け入れ	くらし安全協働課
10 放射性物質復旧対策	経済環境課、上下水道課、健康福祉課

### 1 基本方針

県内には、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。また、町は、最も近い原子力発電所である東海第二原子力発電所から約80キロメートルの位置にあり、原子力災害対策指針（平成29年7月原子力規制委員会）における「原子力災害対策重点区域」（原子力災害対策指針（平成30年10月原子力規制委員会）を参照）には入っていないものの、東日本大震災における福島第二原子力発電所の原子力災害では、現在でも町内のモニタリング活動を行っている。

これらを受け、放射性物質事故災害が発生し、町域に影響がある場合は、国等の動向を考慮しながら、町も災害応急対策活動を実施する。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める放射性物質事故対応マニュアルによることとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

### 2 応急活動体制

くらし安全協働課は、事故の状況に応じ、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、消防組合等と密接な連携を図る。

### 3 情報収集・伝達体制

#### (1) 通 報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合又は周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には、速やかに以下の事項について、国、県、町、警察及び消防などの関係機関に通報する。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

##### ■通報項目

- |                                   |                                       |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="radio"/> 事故発生の時刻     | <input type="radio"/> 放射性物質の放出に関する情報  |
| <input type="radio"/> 事故発生の場所及び施設 | <input type="radio"/> 予想される被害の範囲及び程度等 |
| <input type="radio"/> 事故の状況       | <input type="radio"/> その他必要と認める事項     |

経済環境課及びくらし安全協働課は、放射性物質の事故に係る通報された項目について、放射性物質取扱事業者、国、県、警察及び消防機関等と情報を共有する。

#### (2) 被害状況の報告

くらし安全協働課は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

### 4 緊急時のモニタリング活動の実施

#### (1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は、次のとおりである。

##### ■放射線モニタリング項目

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 大気汚染調査     | <input type="radio"/> 市場流通食品検査           |
| <input type="radio"/> 水質調査       | <input type="radio"/> 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 |
| <input type="radio"/> 土壌調査       | <input type="radio"/> 工業製品調査             |
| <input type="radio"/> 農林産物への影響調査 | <input type="radio"/> 廃棄物調査              |
| <input type="radio"/> 食物の流通状況調査  |  |

## (2) 町の措置

経済環境課は、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品及び農産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

## 5 避難等の防護対策

町は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果等の情報を、県から収集する。

町は、モニタリング結果等から、原子力安全委員会の提案している屋内退避及び避難等に関する指標に該当すると認められる場合は、県と連絡調整し、必要に応じて退避・避難を実施する。

くらし安全協働課及び経済環境課は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

### ■ 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：マイクロシーベルト）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	○ 内部被ばくによる等価線量 ・ 放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・ プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	○ 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ○ 施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	○ 住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

## 6 広報活動

企画財政課及びくらし安全協働課は、広報活動で必要な情報を収集し、ホームページ、ソーシャルメディア及び広報紙で情報を提供する。

## 7 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県、上下水道課及び経済環境課は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導及び助言に基づき、放射性物質により汚染され、又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限並びに農産物の出荷の制限及び法令に基づき、食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

### ■「食品衛生法」に基づく放射性セシウムの基準値

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛 乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

## 8 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防組合においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

## 9 広域避難の受け入れ

町は、県と連携し、広域避難者数を把握し、必要に応じ、避難所を開設する。また、町は、広域避難者に対し、必要に応じ、民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

町は、茨城県ひたちなか市との協定に基づき、広域避難者の受け入れを支援する。

## 10 放射性物質復旧対策

### (1) 汚染された土壌等の除去等の措置

経済環境課及び県は、国の指示に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

### (2) 各種制限措置等の解除

上下水道課及び経済環境課は、国及び県と連携し、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

**(3) 住民の健康管理**

健康福祉課及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

**(4) 風評被害対策**

経済環境課は、国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

**(5) 廃棄物などの適切な処理**

経済環境課は、国及び県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

# 酒々井町地域防災計画

## 災害応急対策編

### 第4章 東海地震、南海トラフ地震及び 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震に係る周辺地域としての対 応計画

# 東海地震、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る周辺地域としての対応計画

町は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）の規定に基づく地震防災対策強化地域、推進地域に指定されていないが、首都圏、県内においては大規模地震の発生により、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、酒々井町防災会議は、東海地震における警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報、あるいは北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、被害を最小限にとどめるため、酒々井町地域防災計画の災害応急対策編第 4 章として「東海地震、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定する。

## 1 東海地震

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード 8 クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から、国内において唯一予知の可能性のある地震と位置づけられてきた。昭和 53 年に施行された大規模地震対策特別措置法は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

## 2 南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、駿河湾（静岡県）から遠州灘（静岡県・愛知県）、熊野灘（三重県・和歌山県）、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾（高知県）を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域で発生する地震であり、マグニチュード 8 クラスの大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生するなど、その発生過程には多様性がある。平成 25 年 11 月に改正施行された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により著しい被害が生ずるおそれのある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域として指定し予防対策や、津波避難対策等の地震防災対策を推進することとされた。

平成 29 年 9 月 26 日の中央防災会議防災対策実行会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、直前予知は現時点では困難と結論付け、東海地震に限定せず、東南海、南海を合わせた南海トラフ沿いで発生する大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果を防災対応

に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であるとの報告があった。気象庁は、平成 29 年 11 月 1 日から「東海地震関連情報」を凍結し、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表に切り替えた。

### 3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震は、房総半島東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝と千島海溝の地殻の境界等を震源とする地震であり、古来より、日本海溝・千島海溝周辺では、マグニチュード 7 から 8 を超える巨大地震や地震の揺れが小さくても大きな津波を発生させる“津波地震”と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生し、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

そのため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（平成 18 年 3 月中央防災会議決定）を策定し、防災対策が進められてきたところ、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日、従来のはるかに超えるマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県栗原市で震度 7、宮城県・福島県・茨城県・栃木県で震度 6 強を観測したほか、東北地方から関東地方北部の太平洋側沿岸に巨大な津波が襲来し、死者・行方不明者 2 万 2 千人以上、全壊家屋 1 2 万棟以上と未曾有の被害を及ぼした。

こうした状況を受け、中央防災会議では令和 2 年 4 月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合の被害想定を令和 3 年 12 月に公表するとともに、令和 4 年 3 月に防災対策を取りまとめ、日本海溝沿いの地震では最大約 19 万 9 人、千島海溝沿いの地震では最大約 10 万人の死者が発生すると想定されている。それに加え、マグニチュード 7 クラスの地震が発生した後、数日程度の短い期間において、さらに大きなマグニチュード 8 クラス以上の大規模な地震が続いて発生する事例なども確認されていることから、ワーキンググループでは、「実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、後発地震への注意を促す情報の発信が必要である」との提言から、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」の検討を行い、気象庁は、令和 4 年 12 月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用を開始した。

## 第1節 計画の基本方針

---

町は、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策強化地域、推進地域の周辺地域に位置する町として、東海地震における警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報、あるいは北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の社会的混乱に対応するため、対応計画を策定する。

### 1 基本方針

東海地震における警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報、あるいは北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合において、次の措置を講ずることにより住民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

なお、町は、いずれも地震防災対策強化地域、推進地域指定地域ではないことから、計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請により実施する。

#### (1) 東海地震

警戒宣言・東海地震予知情報等の発表に伴う防災対策、社会的混乱の発生を防止するために必要な措置を実施する。

#### (2) 南海トラフ地震

ア 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置を実施する。

イ 地震発生に当たって、被害を最小限にとどめるために必要な措置

#### (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

ア 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置を実施する。

イ 地震発生に当たって、被害を最小限にとどめるために必要な措置

### 2 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関の業務大綱は、共通編 第1章 総則とおおむね同様とする。

## 第2節 東海地震に係る対応

### 1 東海地震関連情報と体制

気象庁から、東海地震予知情報等が発表された場合、町は、この情報に基づき次のような防災体制を確立する。

これらの情報は、テレビ、ラジオ及び町の広報を通じて住民に伝達される。

(なお、平成29年11月11日以降、東海地震関連情報は、凍結されている。)

#### ■東海地震関連情報と町の対応

情報		発表の基準	強化地域での対応	町の体制
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	○ 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	○ 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表		情報収集体制 (注意配備)
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		○ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表	○ 情報収集、行動自粛等の混乱防止措置 ○ 気象庁において判定会を開催	警戒体制 (警戒配備)
東海地震予知情報 (警戒宣言が含まれる。) (カラーレベル赤)		○ 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表 ○ 本情報の解除を伝える場合にも発表	○ 警戒宣言の発令(内閣総理大臣) ○ 交通規制、児童生徒等の帰宅措置、列車の運転規制等	非常体制 (第1配備)

- 東海地震が発生した場合の町域の震度は、震度5強程度と想定する。
- 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の予想される平日の昼間(おおむね午前10時から午後2時)と想定する。なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置するものとする。

## 2 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報が発表された場合は、町及び関係機関は、次のような広報や混乱防止措置を実施する。

項目	担当	対応措置
防災体制	町	○ 災害警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。
広報	町	○ 防災行政用無線、広報車等により注意報の内容、混乱防止について広報する。 ○ 住民等からの問合せに対応する。
	放送機関	○ テレビ・ラジオにより注意報の内容、混乱防止について広報する。
	警察	○ 住民・運転者のとるべき措置の広報をする。
混乱防止	千葉県	○ 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 ○ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。 ○ その他必要な事項
	警察	○ 民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 ・ 警戒警備等、必要な措置をとる。 ・ 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
	東日本電信電話株式会社千葉事業部	○ 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ○ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
	株式会社NTTドコモ千葉支店	○ 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ○ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

### 3 警戒宣言発令に伴う対応措置

警戒宣言が発せられた場合、町及び関係機関は、地震の発生への備えと混乱防止のため、次のような対策を実施する。

項目	担当	対応措置
防災体制	町	○ 災害対策本部を設置し、非常体制を配備する。
広報	町	○ 防災行政用無線、広報車等により警戒宣言の内容、住民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を広報する。 ○ 住民等からの問合せに対応する。
	放送機関	○ テレビ・ラジオにより警戒宣言の内容、住民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を広報する。
	警察	○ 広報車、航空機、拡声器等で警戒宣言の内容、住民、運転者のとるべき措置、公共交通機関・道路交通・交通規制の状況等を広報する。
交通機関	東日本旅客鉄道株式会社	○ 運転規制を行う。 ○ 強化地域内着、通過の乗車券類の発売を停止する。
	バス、タクシー	○ 地域の実情に応じて可能な限り運行を確保する。
道路交通	道路管理者、警察	○ 一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路確保のため、検問所を指定し、交通規制、緊急通行車両の確認、広報を行う。
ライフライン	東京電力パワーグリッド株式会社	○ 供給を継続する。
	一般社団法人千葉県LPガス協会、東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社	○ ガスの製造、供給を継続する。
	東日本電信電話株式会社、NTTドコモ	○ 輻輳防止のため一般電話の利用制限をする。 ○ 防災関係機関の通話を確保する。 ○ 公衆電話からの通話を確保する。
学校、幼稚園、保育園等	町、各学校、各保育園	○ 授業、保育を中止し、下校措置をとる。 ○ 集団下校又は保護者の引取りを求める。引取りがない場合は、保護する。 ○ 警戒宣言が解除されるまで臨時休校園とする。
病院	病院	○ 外来診療は可能な限り平常どおり行う。 ○ 手術、検査は延期する。
社会教育施設	町	○ 利用を中止し、利用者の帰宅措置をとる。
避難	町	○ 必要により避難所を開設する。

#### ■ 警戒宣言発令時の信号

警鐘	(5点) ●—●—●—●—●      ●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒)      (間隔15秒)      (約45秒) ●—————      ●—————

### 第3節 南海トラフ地震に係る対応

#### 1 南海トラフ地震臨時情報と体制

情報名	情報発表条件	町の体制
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報	情報収集体制 (注意配備)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される後発地震(※1)の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報	非常体制 (第1配備又は第2配備)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震(太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。)が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震(※1)の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報	情報収集体制 (注意配備)

○ 既に災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

南海トラフ地震臨時情報は、後発地震(※1)、時間差発生等(※2)に関連する情報があるため、先に発生した地震による体制・配備区分によるため。

(※1) 後発地震：南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(※2) 時間差発生等：先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

## 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応措置

- 情報収集体制をとり、情報収集及び県等との連絡体制を維持する。
- 防災行政無線、広報車等により臨時情報の内容、住民等に影響のある事項に関する伝達する。
- 住民からの問い合わせに対応する。

## 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置

町域に被害が発生した場合、又は本項に記載のない事項は、第1章 震災対策計画により行う。

項目	担当	対応措置
防災体制	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部を設置し、非常体制を配備する。</li> <li>○ 町域の災害応急対策と被災地への広域応援体制の調整を行う。</li> <li>○ 帰宅困難者に対して、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる</li> </ul>
広報	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災行政用無線、広報車等により臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を伝達する。その際、テレビ及びラジオ等を活用するほか、必要により自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</li> <li>○ 住民等からの問い合わせに対応する。</li> <li>○ 庁舎等公共施設、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検を行う。</li> </ul>
	放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ 地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努める。なお、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努める。</li> </ul>
警察	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について広報等に努める。</li> </ul>
公共交通機関	各交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携を図る。</li> <li>○ 臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達</li> <li>○ 運行等に関する措置</li> </ul>

項目	担当	対応措置
事業者	病院、商店、その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院や商店等については、原則として営業を継続するものとする。</li> <li>○ 個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。</li> <li>○ 顧客等に対し、臨時情報等を伝達する方法を対策計画に明示する。</li> </ul>
事業者	石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災、流出、爆発、漏洩等の現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について定め、対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ 後発地震に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</li> </ul>
学校	学校、社会福祉施設を管理・運営する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ 社会福祉施設は、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して定め、対策計画に具体的に明示するものとする。</li> </ul>
道路交通	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者等と調整の上、交通対策等の情報や事前避難対象地域内への車両の走行は、極力抑制するように周知する。</li> <li>○ 町道、橋梁及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。</li> </ul>
ライフライン	水道	○ 上下水道班は、必要な飲料水の供給体制を確保する。
	電気	○ 電気の供給が、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。
	ガス	○ ガスの供給が、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。
	電気通信事業者	○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明記する。

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間は、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。さらに、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

#### 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置

- 町域に被害が発生した場合、又は本項に記載のない事項は、第1章震災対策計画により行う。
- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は、後発地震に対して注意する措置を講ずるものとする。

## 第4節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る対応

### 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報と体制

情報名	情報発表条件	町の体制
北海道・三陸沖後発地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリア(※1)でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合</li> <li>想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のマグニチュードに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合</li> </ul>	情報収集体制(注意配備)

※1 先発地震のマグニチュードが大きくなるとその震源域も大きくなり、遠くで発生した先発地震でも想定震源域に影響を与えると考えられる。そのため、想定震源域に影響を与える外側のエリアについては、マグニチュードの大きさに応じて広さが変化する。

- 既に災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。  
北海道・三陸沖後発地震注意情報、後発地震に関連する情報があるため、先に発生した地震による体制・配備区分によるため。

### 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応措置

- 情報収集体制をとり、情報収集及び県等との連絡体制を維持する。
- 防災行政無線、広報車等により注意情報の内容、住民等に影響のある事項に関するを伝達する。
- 住民からの問い合わせに対応する。
- 町域に被害が発生した場合、又は本項に記載のない事項は、第1章 震災対策計画により行う。

(参考)

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(千葉県内27市町村)  
千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町及び御宿町  
※ 当町に隣接している成田市、佐倉市及びその他の印旛地域でも推進地域に指定されていることから、情報収集を行う。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域(千葉県内1市)  
銚子市

## 第5節 住民等のとるべき措置

本節では、住民等が平常時並びに東海地震、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生、又は情報発表時に、住民、自治会、自主防災組織及び事業所がそれぞれの立場での防災活動を実施するために、必要な措置基準について定める。

### 1 住民のとるべき措置

#### ■平常時

- 住宅・塀の耐震化
- 家具類の転倒、落下防止措置
- 火気使用器具の点検整備、火気管理の励行
- 消火器、消火水の準備
- 最低3日分の非常用飲料水、食料の準備
- 救急医薬品、感染症対策品等の準備
- 生活必需品の準備
- 防災用品の準備
- 防災講習会、訓練への参加
- 家庭で対応措置の話合い
- 区・自治会の自主防災組織に積極的に参加

#### ■地震に関する情報の発表から地震発生まで

- テレビ、ラジオ等で正しい地震情報を入手し、冷静な行動をとる。
- 電話の使用を自粛し、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板を活用する。
- 自家用車の利用を自粛する。
- 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- 家族等の安否を確認する。
- 被災地域、又は津波等の災害の発生が予想される地域への移動を抑制する。
- 県・町・警察署・消防署等及び防災機関の関連情報に注意する。
- 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。
- 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。
- 消火器、消火水の置き場所を確認する。
- ブロック塀、石塀及び門柱を点検する。
- 非常用飲料水、食料を確認する。
- 救急医薬品、感染症対策品を確認する。
- 生活必需品を確認する。
- 防災用品を確認する。
- 要配慮者の安全を確認する。
- エレベーターの使用を回避する。

## 2 自治会、自主防災組織等のとるべき措置

自治会、自主防災組織等は、この基準に準拠して対応措置をとる。

### ■平常時

- 組織の編成と各班の役割の明確化する。
- 防災知識の普及活動を行う。
- 防災訓練を実施する。
- 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
- 防災資機材等を整備する。
- 情報の収集、伝達体制を確立する。
- 防災用品、非常持出品、感染症対策品を準備する。
- 食料、飲料水及び生活必需品を備蓄（最低3日分）する。
- 避難所・避難場所、避難路を確認する。
- 家屋の耐震化を促進する。
- 家具・大型家電等の転倒防止及びガラスの飛散防止の対策を行う。
- ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修する。

### ■地震情報の発表から地震発生まで

- テレビ、ラジオ等による正しい情報を入手する。
- 地域住民に対する冷静な行動の呼びかけする。
- 自治会、自主防災組織の活動体制を確立する。
- 町、消防署等防災関係機関から伝達された地震情報を、正確かつ迅速に地域住民に周知する。
- 地域の安否を確認する。
- 火災発生時は、消火活動による延焼火災を防止する。
- 安全が確保できる範囲での倒壊家屋等からの人命救助を行う。
- 軽症者等の応急処置を行う。
- 道路を開放し、緊急車両の通行を確保する。
- 防災資機材等を確認する。
- 要配慮者の避難誘導を支援する。
- 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

## 3 事業所のとるべき措置

消防法により、消防計画、予防規定を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で定める防火管理者）を定め、防災計画を作成する。

### ■防災計画作成上の留意事項（平常時）

- 自衛防災体制を確立する。
- 教育及び広報活動を行う。
- 防災訓練を行う。
- 危険防止対策を行う。
- 出火防止対策を行う。
- 防災資機材等を整備する。
- 情報の収集、伝達体制を確立する。

## ■地震情報の発表から地震発生まで

- テレビ、ラジオ等による情報を入手する。
- 自衛防災体制を準備、確認する。
- 消防計画等によりとるべき措置を準備、確認を行う。
- その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じた防災措置を行う。
- 自衛防災組織の活動体制を確認する。
- 情報の収集、伝達体制を確立する。
- 危険防止措置を実施する。
- 出火防止措置を実施する。
- 防災資機材等を確認する。
- 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
- 不特定かつ多数の者が出入りする店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
- 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。
- バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、むやみに従業員等を帰宅させず、帰宅困難者の発生を抑止する。特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、道路の混雑状況及び地震情報の内容等を考慮して、帰宅支援を行う。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。
- 電話の使用を自粛する。
- 不要な預貯金の引出しを自粛する。